

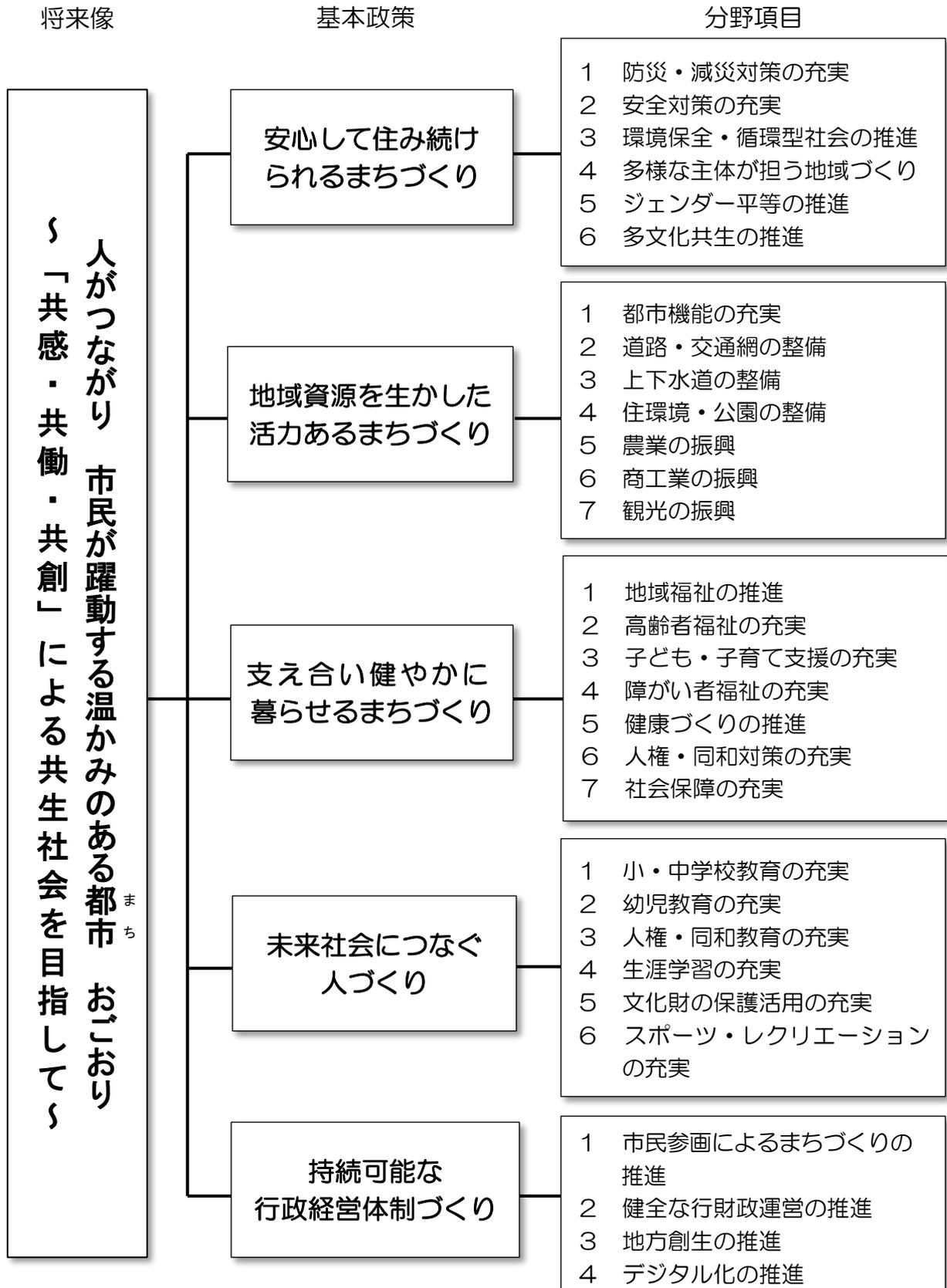
パブリックコメント閲覧用

前期基本計画

(案)

序論

第1章 体系図



第2章 重点施策について

将来像の実現に向けて、基本計画の各分野の主要施策の中から、重点施策を以下の視点で位置づけ、重点的に推進します。

- (1) 基本政策を実現するための中心的な主要施策
- (2) 重要課題に対応する主要施策
- (3) 前期基本計画の期間の中で、優先的に推進する主要施策

基本政策	重点施策	分野項目
安全して住み続けられるまちづくり	① 流域治水の推進	防災・減災対策の充実
	② 地域防災体制の充実・強化	
	③ 環境施策の推進	環境保全・循環型社会の推進
	④ 市民主体の地域づくりの推進	多様な主体が担う地域づくり
地域資源を生かした活力あるまちづくり	⑤ コンパクト・プラス・ネットワークの推進	都市機能の充実
	⑥ 交通利便性を生かした土地利用	
	⑦ 地域における公共交通の充実	道路・交通網の整備
	⑧ 収益性の高い競争力ある農業の推進	農業の振興
	⑨ 商業経営の担い手の育成	商工業の振興
	⑩ 企業の誘導及び適正配置	
	⑪ 観光資源及び地域資源の活用	観光の振興
支え合い健やかに暮らせるまちづくり	⑫ 困りごとに対し包括的に支援する体制の構築	地域福祉の推進
	⑬ 地域での福祉活動の担い手育成の支援	
	⑭ 地域包括ケアシステムの推進	高齢者福祉の充実
	⑮ 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進	
	⑯ 保育環境の充実	子ども・子育て支援の充実
	⑰ 感染症対策の充実	健康づくりの推進
	⑱ 保健サービスの充実	
	⑲ 保健・医療・福祉・介護の連携強化	
未来社会につなぐ人づくり	⑳ 「未来を拓く力」を育む教育の推進	小・中学校教育の充実
	㉑ 地域とともにある学校づくり	
	㉒ ICT活用力の育成	
	㉓ 学校給食センター建設の推進	
	㉔ 一人一人が大切にされる学校づくり	人権・同和教育の充実
	㉕ 学習機会、活動支援の充実	生涯学習の充実
	㉖ 文化財の活用の推進	文化財の保護活用の充実
	㉗ スポーツ環境の整備・充実	スポーツ・レクリエーションの充実
持続可能な行政経営体制づくり	㉘ 市民参画の推進	市民参画によるまちづくりの推進
	㉙ 健全な財政運営	健全な行財政運営の推進
	㉚ 自治体DXの推進	デジタル化の推進

第3章 SDGsで自治体行政が果たし得る役割

国はSDGsの17のゴールと169のターゲットに示される多様な項目の追求が、日本の各地域における諸課題の解決に貢献し、地方創生を推進するものであるとしています。

SDGsのゴールやターゲットには国家としてグローバルに取り組むものが多く含まれていることから、国際的な地方自治体の連合組織であるUCLG（United Cities and Local Governments）ではSDGsの自治体行政の果たし得る役割を下表のとおり示しています。

前期基本計画では、分野項目とSDGsの17ゴールの関連性を整理し、前期基本計画を推進することでSDGsの達成に取り組んでいきます。

■SDGsの17ゴールと自治体行政の関係

目標	【自治体行政の果たし得る役割】
 <p>1 貧困をなくそう</p>	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>自治体行政は貧困で生活に苦しむ人々を特定し、支援する上で最も適したポジションにいます。各自治体においてすべての市民に必要な最低限の暮らしが確保されるよう、きめ細やかな支援策が求められています。</p>
 <p>2 飢餓をゼロに</p>	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>自治体は土地や水資源を含む自然資産を活用して農業や畜産などの食料生産の支援を行うことが可能です。そのためにも適切な土地利用計画が不可欠です。公的・私的な土地で都市農業を含む食料生産活動を推進し、安全な食料確保に貢献することもできます。</p>
 <p>3 すべての人に健康と福祉を</p>	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>住民の健康維持は自治体の保健福祉行政の根幹です。国民皆保険制度の運営も住民の健康維持に貢献しています。都市環境を良好に保つことによって住民の健康状態を維持・改善可能であるという研究成果も得られています。</p>
 <p>4 質の高い教育をみんなに</p>	<p>目標4 質の高い教育をみんなに</p> <p>教育の中でも特に義務教育などの初等教育においては自治体が果たすべき役割は非常に大きいといえます。地域住民の知的レベルを引き上げるためにも、学校教育と社会教育の両面における自治体行政の取組は重要です。</p>
 <p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p>	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>自治体による女性や子どもなどの弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議会委員などにおける女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。</p>
 <p>6 安全な水とトイレを世界中に</p>	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>安全で清潔な水へのアクセスは住民の日常生活を支える基盤です。水道事業は自治体の行政サービスとして提供されることが多く、水源地の環境保全を通して水質を良好に保つことも自治体の大事な責務です。</p>
 <p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p>	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>公共建築物に対して率先して省/再エネを推進したり、住民が省/再エネ対策を推進する際に補助を出すなど、安価かつ効率的で信頼性の高い持続可能なエネルギー源へのアクセスを増やすことも自治体の大きな役割といえます。</p>

目標	【自治体行政の果たし得る役割】
 <p>8 働きがいも経済成長も</p>	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>自治体は経済成長戦略の策定を通して地域経済の活性化や雇用の創出に直接的に関与することができます。また、勤務環境の改善や社会サービスの制度整備を通して労働者の待遇を改善することも可能な立場にあります。</p>
 <p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p>	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>自治体は地域のインフラ整備に対して極めて大きな役割を有しています。地域経済の活性化戦略の中に、地元企業の支援などを盛り込むことで新たな産業やイノベーションを創出することにも貢献することができます。</p>
 <p>10 人や国の不平等をなくそう</p>	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>差別や偏見の解消を推進する上でも自治体は主導的な役割を担うことができます。少数意見を吸い上げつつ、不公平・不平等のないまちづくりを行うことが求められています。</p>
 <p>11 住み続けられるまちづくりを</p>	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>包摂的で、安全な、強靱で持続可能なまちづくりを進めることは首長や自治体行政職員にとって究極的な目標であり、存在理由そのものです。都市化が進む世界の中で自治体行政の果たし得る役割は益々大きくなっています。</p>
 <p>12 つくる責任 つかう責任</p>	<p>目標12 つくる責任、つかう責任</p> <p>環境負荷削減を進める上で持続可能な生産と消費は非常に重要なテーマです。これを推進するためには市民一人一人の意識や行動を見直す必要があります。省エネや3Rの徹底など、市民対象の環境教育などを行うことでこの流れを加速させることが可能です。</p>
 <p>13 気候変動に具体的な対策を</p>	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動問題は年々深刻化し、既に多くの形でその影響は顕在化しています。従来の温室効果ガス削減といった緩和策だけでなく、気候変動に備えた適応策の検討と策定を各自治体で行うことが求められています。</p>
 <p>14 海の豊かさを守ろう</p>	<p>目標14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋汚染の原因の8割は陸上の活動に起因していると言われています。まちの中で発生した汚染が河川などを通して海洋に流れ出ることがないように、臨海都市だけでなくすべての自治体で汚染対策を講じることが重要です。</p>
 <p>15 陸の豊かさを守ろう</p>	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>自然生態系の保護と土地利用計画は密接な関係があり、自治体が大きな役割を有するといえます。自然資産を広域に保護するためには、自治体単独で対策を講じるのではなく、国や周辺自治体、その他関係者との連携が不可欠です。</p>
 <p>16 平和と公正をすべての人に</p>	<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p> <p>平和で公正な社会を作る上でも自治体は大きな責務を負っています。地域内の多くの市民の参画を促して参加型の行政を推進して、暴力や犯罪を減らすのも自治体の役割といえます。</p>
 <p>17 パートナーシップで目標を達成しよう</p>	<p>目標17 パートナーシップで目標を達成しよう</p> <p>自治体は公的/民間セクター、市民、NGO/NPOなど多くの関係者を結び付け、パートナーシップの推進を担う中核的な存在になり得ます。持続可能な世界を構築していく上で多様な主体の協力関係を築くことは極めて重要です。</p>

出典：「私たちのまちにとってのSDGs(持続可能な開発目標)-導入のためのガイドライン-2018年3月版(第2版)」
(自治体SDGsガイドライン検討委員会編集)
(一般財団法人住宅・建築SDGs推進センター発行)

本論

第1章 安心して住み続けられるまちづくり

第1節 防災・減災対策の充実



■ 現状と課題

本市では、平成 30（2018）年以降、連続して線状降水帯の発生などに伴う豪雨により、住宅や農業施設などに浸水被害が発生しています。

市民の生命、財産を災害から守る対策を実施するため、災害の状況を踏まえて小郡市地域防災計画を継続的に見直すとともに、令和 3（2021）年度には「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・市民生活・経済社会の構築に向けた地域の強靱化を推進するため、小郡市地域強靱化計画を策定しました。

今後、想定される水害リスクの増大に対しては、治水施設の整備のみでは対応できないことから、「流域治水^{*1}」の考え方を基に、ハード・ソフト一体となった対策や全ての関係者との連携、自助・共助・公助が連携した防災体制の充実・強化が必要です。

■ 基本目標

地域強靱化計画に基づいて、頻発している豪雨をはじめとした自然災害に事前に備えるとともに、国や県と連携して河川の流下能力の維持・拡充や雨水の貯留機能の強化など、流域治水を基にした治水対策をハード・ソフト両面から推進します。

また、市民や企業などと自然災害への危機感を共有し、各々が主体的に、かつ相互に連携して、防災・減災に取り組む地域の防災力の強化を目指します。

^{*1} 流域治水：気候変動の影響による水災害の激甚化・頻発化などを踏まえ、河川、水路などの管理者が主体となって行う従来の治水対策をより一層加速するとともに、集水域（雨水が河川に流入する地域）から氾濫域（河川などの氾濫により浸水が想定される地域）にわたる流域に関わるあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う考え方。

■ 主要施策

1 小郡市地域防災計画などの見直し

激甚化する豪雨などの気象状況の変化、少子高齢化が進む社会環境変化などを踏まえ、災害対応力の強化など、実効性のあるものとなるよう小郡市地域防災計画などの見直しを行います。

2 流域治水の推進【重点】

国・県の流域治水の施策と連携を図りながら、ため池や市営河川の改修・浚渫や雨水幹線^{※2}の整備、雨水流入調査などを実施します。

さらに、宝満川の支流を含めた流域全体で、国・県・市・事業者・市民などの全ての関係者と連携し、災害が発生した地域に重点をおいて内水氾濫の治水対策と浸水被害の減災対策をハード・ソフト一体となって進めます。

3 地域防災体制の充実・強化【重点】

災害対策本部などを継続的に整備し、自主防災組織^{※3}の活性化と初動体制の確立を図り、地域防災力の強化に努めるとともに、自主防災組織の核となる地域の防災リーダーの育成を推進し、地域防災体制の充実・強化を図ります。

また、高齢者や障がい者など避難行動要支援者^{※4}の個別支援計画の策定を促進し、支援体制づくりに取り組みます。

4 消防団の活性化

地域防災の要である消防団の団員数の確保や処遇改善に努め、組織の活性化を図ります。また、多様化する災害に即応できる装備の充実強化に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
地区防災計画（初動マニュアル）の策定率	19.0% (R3年度)	100.0% (R8年度)
避難行動要支援者に対する個別避難計画の策定率	9.7% (R3年度)	70.0% (R8年度)

※2 雨水幹線：道路側溝などに集まった雨水を河川へ排除するための雨水管及び水路。

※3 自主防災組織：地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感に基づき、自主的に防災活動を行う組織。

※4 避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児など、災害時に配慮が必要な方のうち、自ら避難することが困難な方で、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方。

第2節 安全対策の充実



■ 現状と課題

小郡三井地区交通安全協会などの関係団体と連携して、交通安全啓発活動や小学校における子どもの交通安全教室などを実施しています。全国的に高齢者が加害者となる交通事故が多発しているため、高齢者に対する啓発活動が重要となっています。

緊急性、重要性に応じて歩道の設置やガードレールの整備、通学路における路側帯のカラー舗装などを実施していますが、今後も継続した安全対策が必要です。

防犯対策については、小郡地域防犯活動推進団体と連携して青色回転灯付きパトロールカー^{※5}による見守り活動を推進しています。街路灯や防犯灯の整備を進め、防犯カメラの設置を民間企業と連携し進めていますが、更なる防犯灯や防犯カメラの設置の充実が求められています。また、福岡県内では、生活安全の課題として、二セ電話などの特殊詐欺の被害も多発しています。

消費生活については、近年、特にインターネット通販のトラブルが急増しています。被害者層は、高齢者を中心として幅広く分布しており、継続的な消費者教育・啓発や相談窓口の充実が求められています。

■ 基本目標

市民と連携して、安全対策を推進し、事故・事件が少ない安全・安心のまちを目指します。

■ 主要施策

1 交通安全対策

(1) 道路交通環境の整備

道路交通の安全対策について、関係機関と連携を図り、地域の要望や通学路合同点検を踏まえた歩道の設置など、道路の改善を行うとともに、緊急性、重要性に応じて、ガードレールなどの交通安全施設の整備を推進します。

^{※5} 青色回転灯付きパトロールカー：地域の防犯パトロールを行うことを目的として、警察から青色回転灯の装備を認められた自動車。

(2) 交通安全意識の高揚

子どもや高齢者を中心に交通安全教育や啓発を推進し、年代に応じた交通安全意識の高揚を図ります。

2 防犯対策

地域の防犯団体の設立を支援し、近隣市町と連携した地域ぐるみの防犯活動を推進します。

また、犯罪の予防や夜間通行の安全を確保するため、街路灯、防犯灯及び防犯カメラの整備を推進するとともに、警察署とも連携し、特殊詐欺の被害防止に向けた啓発に努めます。

3 安全な消費生活の確保

悪質商法などの消費者トラブルや被害を未然に防止するため、出前講座などを実施し、更なる消費者教育・啓発の充実を図ります。また、消費者が気軽に相談できる窓口体制の充実にも努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
死亡事故件数	3件 (R3年)	0件 (R8年)

第3節 環境保全・循環型社会の推進



■ 現状と課題

私たちを取り巻く環境は、地球温暖化などの気候変動により大きく変化しています。環境の変化は私たちの生活だけでなく、多くの生物に影響を与え、甚大な被害が出ているところもあります。こうした環境の変化を抑えるためには、環境保全に取り組んでいかなければいけません。

本市においても、令和3（2021）年に「小郡市地域温暖化対策ビジョン」を策定し、温室効果ガス^{※6}排出削減対策に取り組んでいます。また、「エコ・オフィスおごおり」を策定し、環境保全のための行動を市職員自ら率先して実行することで、環境負荷の低減を図るとともに、市民や事業者に対して自主的・積極的な取組を求めていくなど、取組の充実・強化を図っています。

環境保全においては、ごみ総量の抑制も必要です。本市では、平成30（2018）年度に見直しを行った小郡市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画に基づき、ごみと資源物の適正な分別によるごみの減量化、再資源化を進めており、活動団体への支援や資源再生品の使用運動などを実施しています。福岡県内では上位のリサイクル率となっていますが、燃えるごみの中に古紙などの資源物が含まれており、更なる分別の啓発が必要です。また、プラスチックごみをはじめ、資源物の分別回収を拡充し、循環型社会^{※7}の実現を推進する必要があります。

環境保全活動として、関係機関と連携して地域美化活動を推進するとともに、宝満川でも清掃作業「ノーポイ運動」を実施し、対策に取り組んでいます。しかし、不法投棄や空き地における雑草なども問題となっており、効果的な対応策が求められます。

■ 基本目標

市民や事業者と連携して、脱炭素社会の実現を目指し、温室効果ガス排出削減を推進するとともに、ごみ総量の抑制など環境負荷の低減を図ります。

^{※6} 温室効果ガス：地球の大気中に含まれる二酸化炭素やメタンなどのガスの総称で、増え過ぎると、気温が上昇するなど地球全体の気候の変化が生じる。

^{※7} 循環型社会：廃棄物の発生を抑制し、出てしまった廃棄物は資源として再利用して、利用できない廃棄物は適正に処分することで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

■ 主要施策

1 環境施策の推進【重点】

地球温暖化対策として、脱炭素社会の実現を目指して啓発などを行い、市民や事業者と連携して温室効果ガス排出削減を図る取組を推進します。

また、大気汚染や水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、悪臭などによる生活環境への被害に対応する取組に努めます。

2 ごみ発生の抑制

生産や流通、消費の段階で市民や事業者の協力を得ながら、ごみを出さない環境づくりを推進し、ごみ総量の抑制に取り組みます。また、ごみ減量リサイクルアドバイザーによる広報・講演などの啓発活動を行い、市民に対するごみと資源物の分別の意識向上に努め、ごみの減量化や「3R+Renewable^{※8}」などを推進します。さらに、分別方法や再資源化への取組について調査・研究を行うとともに、資源物の分別回収の拡充に努めます。

3 リサイクル活動の推進

関係団体と連携し、資源ごみの回収量の向上を図るとともに、資源ごみ売上還元金によるリサイクル活動への支援や再生品の使用運動などを行いながら継続的なリサイクル活動を推進します。

4 環境美化の推進

不法投棄について、小郡市不法投棄対策協議会、小郡警察署などと連携して、啓発や対策を推進します。空き地における雑草などの問題については、所有者や管理者による適正な管理を促進します。なお、ごみ減量化やリサイクル推進、地球温暖化防止に向けて、刈取りした雑草などは堆肥化を推進します。

5 動物の適正飼育の推進

動物の適正飼育により危害発生の防止に努め、動物愛護の普及啓発を図ります。また、ふん害防止の啓発、飼い犬・飼い猫などの飼育マナー向上のための助言・指導、飼い主のいない猫の対策推進などにより、快適な生活環境の確保を図ります。

^{※8} 3R+Renewable：3R（①リデュース、②リユース、③リサイクル）にリニューアブルを加えたもの。リニューアブルとは、再生可能な資源に替えることを意味し、例えばプラスチックに替えてバイオマスプラスチックを導入することなどを指す。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
市民1人当たりの生活系ごみ排出量	656g (R3年度)	643g (R8年度)
ごみのリサイクル率	26.9% (R3年度)	30.0% (R8年度)

第4節 多様な主体が担う地域づくり



■ 現状と課題

小郡市の地域づくりの担い手として、地縁によって組織された自治会・校区協働のまちづくり組織^{※9}などの地域コミュニティや特定のテーマや思いに基づいた活動を進める市民活動団体、ボランティア組織などの活動が展開されています。しかし、いずれも担い手不足や高齢化といった課題が生じており、それぞれの団体が自立し、継続して活動ができるように、人材育成や運営支援、団体同士の交流などの多面的な支援が求められています。

■ 基本目標

持続可能なまちづくりを目指して、地域づくりの担い手となる地域コミュニティや市民活動団体などの活動の充実や自立に向けて多面的に支援し、多様な市民が担い合う地域づくりを推進します。

■ 主要施策

1 市民主体の地域づくりの推進【重点】

「小郡市みんなですすめるまちづくり条例」の理念に基づき、地域づくりに取り組む自治会や校区協働のまちづくり組織、市民活動団体などの様々な団体や個人が、活動の基盤を整え自立的な運営や活動の充実を図れるよう、人材育成や学びの場の提供、交流機会の創出など多面的な支援を行います。

また、あらゆる人に地域づくりへの関心や関わりをもってもらえるよう、地域を支える様々な人や団体の思いや活動を伝える情報発信の仕組みをつくりま

2 まちづくりの担い手の育成

市民一人一人が、まちへの興味や問題意識を活動に結びつけられるよう、地域づくりに関わるきっかけとなる場づくりや学びの機会の充実を図ります。

^{※9} 校区協働のまちづくり組織：主に小学校区を単位として設置され、自治会をはじめとする団体や個人が連携・協力し、地域交流や課題解決を行うなど、主体的にまちづくりを行う団体。

3 地域づくりの広がりを生む交流機会の創出

地縁によるコミュニティ組織や市民活動団体、個人ボランティアなど、地域に関わる多様な主体が、相互の交流や連携・協力によって活動の充実を図れるよう、交流や出会いの場を創出します。

4 学びをととした地域づくりへの貢献

地域づくりの拠点となる校区コミュニティセンターにおいて、学習の場や機会を提供するなど、学びをととして地域づくりに貢献します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
まちづくり人材の育成及び交流機会づくり	4回 (R3年度)	6回 (R8年度)

第5節 ジェンダー平等の推進



■ 現状と課題

ジェンダー^{※10}平等（男女共同参画）社会の実現は、性別にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮することができる、活力ある豊かな社会をつくるために重要な課題です。本市では、平成30（2018）年度に見直しを行った第2次小郡市男女共同参画計画に基づき、男女共同参画のための意識づくりや全ての人の人権が尊重され、支え合う社会づくり、男女がともに参画するまちづくりを推進してきました。しかし、いまだ社会に根強く残る固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み、増加傾向にある配偶者などからの暴力などへの継続した取組が求められます。

■ 基本目標

男女が互いに人権を尊重し、誰もが自らの意思で多様な生き方を選択でき、生き生きと活躍できる社会の実現を目指します。性別にかかわらず、平等に責任や権利、機会を分かちあい、あらゆる物事を決めていく「ジェンダー平等」の視点をあらゆる分野に反映し、取組を進めます。

■ 主要施策

1 ジェンダー平等（男女共同参画）の意識づくりと体制づくり

ジェンダー平等（男女共同参画）社会の実現の重要性について、理解を促す広報や啓発に取り組むとともに、地域で開催される講座などにおいては、女性の社会参画、男性の家事や育児への参画についての意識の向上を図ります。

おごおり女性協議会や地域の関係団体と連携を図り、地域活動において男女が共に参画する体制づくりを推進します。

また、性的指向^{※11}や性自認^{※12}などを理由に悩みや生きづらさを抱える人たちが、安心して生活し活躍できるよう理解を深める活動を行います。

※10 ジェンダー：生物学的な性別に対して、「男性像」「女性像」のように社会的・文化的に形成された性別のこと。

※11 性的指向：人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。

※12 性自認：自分の性をどのように感じているかという性別に関する自己意識のこと。

2 安全・安心な暮らしの実現

配偶者などからの暴力を根絶、防止するため、広報・講演会などの啓発活動を行います。

また、ドメスティック・バイオレンス（DV）^{※13}やハラスメントなどに対応する電話相談「おごおり女性ホットライン」をさらに周知するとともに、関係機関と連携して相談体制や被害者支援の充実を図ります。

DV被害者に対しては、被害者へ適切かつきめ細やかな支援を行います。庁内関係課で、情報共有や対応体制に係る認識の共有を深めるとともに、関係機関との連携を強化します。また、男女共同参画の視点を踏まえた防災・災害対応に関する計画、マニュアルなどの整備を進めます。

3 あらゆる分野における女性の活躍

あらゆる分野に女性の意見を反映させるため、政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、審議会などへの女性登用の推進を図ります。また、性別に関わらず、個性と能力を発揮し活躍できる社会となるよう情報発信と啓発に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
審議会などにおける女性委員の割合	33.0% (R3年度)	40.0% (R8年度)

^{※13} ドメスティック・バイオレンス（DV）：配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる精神的・肉体的暴力。

第6節 多文化共生の推進



■ 現状と課題

本市は県内の他市町村と比べて人口に対する外国人市民の割合が高く、市内に日本語学校が2校あることから、特に留学生が多いという特徴があります。在住期間が短い場合が多く、文化や生活習慣が違う中で慣れない暮らしをしている外国人市民への対応が求められています。

本市では、地域で日本人と外国人がお互いの文化を尊重しながら、ともに安心して生活ができるよう令和3（2021）年度に小郡市多文化共生^{※14}推進プランを策定し、日本人市民に向けた国際理解講座や外国人市民に向けた「やさしい日本語」によるわかりやすい情報発信に取り組むとともに日本語教室を開催し、市民の国際理解を深め、外国人市民にも住み良いまちの実現に向けて取り組んでいます。

しかし、外国人市民の増加に伴い、文化や生活習慣などの違いによる課題も発生しており、地域での多文化共生に向けた取組が必要となっています。

■ 基本目標

地域で日本人と外国人がお互いの文化を尊重しながら、共に安心して心豊かに生活ができる多文化共生社会を目指し、外国人に配慮した環境づくりや多様な交流の場の創出に努めます。

■ 主要施策

1 多文化共生の環境づくり

外国人市民に対して、言語、生活習慣などの違いに配慮した環境整備を進めるとともに、快適な生活を送ることができるよう支援を行います。

2 多文化理解の充実

同じ地域に住む様々な文化を持つ市民同士が、対等な関係を築き、豊かな生活を送ることができるように、多文化理解や多文化共生についての啓発を進めます。また、コミュニケーションのきっかけとなる交流の機会の創出を図りま

^{※14} 多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

す。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
日本語学校へのアンケートで、「地域との交流がある」の割合	71.6% (R1年度)	80.0% (R8年度)

第2章 地域資源を生かした活力あるまちづくり

第1節 都市機能の充実



■ 現状と課題

本市の土地利用は、西鉄天神大牟田線沿いの市街地と宝満川流域の平坦部に広がる農地に大まかに分けられます。市全域が都市計画区域に指定されており、そのうち計画的に市街化を進める市街化区域が 18.4%、市街化を抑制する市街化調整区域が 81.6%を占めています。さらに、市域の 80.5%が農業振興地域^{※15}であり、このうち 46.0%が農用地区域^{※16}に指定されています。

全国的に、これまで人口増加を前提とした土地利用が進められてきましたが、今後は高齢化の進展や人口減少を想定した土地利用を進める必要があり、第2次小郡市都市計画マスタープランの策定を進めています。

今後、市街化調整区域においては、自然環境との調和を図りながら、既存集落の維持に向けて地域のニーズに応じた土地利用を行っていくことが求められています。

また、本市は、交通条件に恵まれており、筑後小郡インターチェンジ周辺、主要地方道久留米筑紫野線沿線、鳥栖ジャンクション周辺などに企業の進出が続いており、さらにこのような動きが活発になることが見込まれます。今後、社会や地域の状況変化に対応して、農業との調整を図りながら都市計画制度を活用し、地域の活性化につながる土地利用が求められています。

さらに、スマートインターチェンジ^{※17}の開通により、周辺地域の土地利用が進むことが予想されます。

■ 基本目標

市全体の持続可能な土地利用に向けて、鉄道駅周辺へ拠点性を高める都市機能を誘導し、「コンパクト・プラス・ネットワーク^{※18}」によるまちづくりを進めます。また、市街化調整区域においては、農地の保全を図りつつ、地域の活性化につながる土地利用を推進します。

※15 農業振興地域：総合的に農業振興を図る地域のこと。

※16 農用地区域：農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業を行った土地など生産性の高い農地など、農地として確保すべき土地として指定された土地。

※17 スマートインターチェンジ：通行可能な車両をETCを搭載した車両に限定しているインターチェンジ。

※18 コンパクト・プラス・ネットワーク：人口減少・高齢化が進む中、公共交通と連携しながら、居住機能や医療・福祉・商業などの都市機能を集約・誘導することで、誰もが安心して暮らせるまちづくりを進める考え方。

■ 主要施策

1 コンパクト・プラス・ネットワークの推進【重点】

居住や都市の生活を支える機能の誘導によるコンパクトなまちづくりと地域交通の再編との連携により、都市計画と公共交通の一体化した「コンパクト・プラス・ネットワーク」によるまちづくりを進めます。特に、中心拠点となる小郡駅周辺については、都市機能の集約や土地の高度利用を推進し、拠点性の向上を図るとともに、交通結節機能の強化を図ります。

2 拠点的土地利用の推進

地方拠点都市地域において設定された小郡リバーパーク拠点地区については地域の特性を生かした土地利用に努めます。

3 交通利便性を生かした土地利用【重点】

筑後小郡インターチェンジ周辺、鳥栖ジャンクション周辺及び主要な幹線道路沿いの交通利便性を生かし、工業機能の集積や企業立地が可能となる土地利用を図るため、都市計画法第 12 条の 5 に基づく地区計画^{※19}の策定などを行います。また、スマートインターチェンジ周辺地域は、地域の活性化につながる土地利用を検討していきます。

4 市街化調整区域における整備と保全

市街化調整区域においては、市街化を抑制しつつ、一定の条件に適合する場合は、都市計画制度を利用し、開発規制の緩和を行い、都市的土地利用を図ります。

スマートインターチェンジ周辺については、災害等環境への配慮及び農業との調整などの課題を踏まえながら土地利用を検討していきます。

特に、筑後小郡インターチェンジ周辺については、広域的な交通利便性を生かし、にぎわい創出に寄与するような拠点づくりを進めます。

また、既存集落については、都市計画法第 34 条第 11 号、第 12 号^{※20}の区域指定を生かした集落の維持・活性化を図ります。その他の地域については、地域の実情にあった計画内容を基に都市計画法第 12 条の 5 に基づく地区計画の策定を行います。

5 地籍調査の推進と活用

地籍調査（国土調査）事業の推進、早期完了を図るために、業務の外注につ

^{※19} 地区計画：ある一定のまとまりを持った地区を対象に、その地区の特性にふさわしいまちづくりを行うための都市計画法に基づく制度。

^{※20} 都市計画法第 34 条第 11 号、第 12 号：市街化調整区域において、開発の適正な誘導や、集落活力の維持を目的に、開発規制の一部を緩和する制度。

いて、最適なあり方を検討し進めていきます。また、国土調査成果を基にした地理情報システムを適正に管理し、関係行政業務への利活用と業務作業の効率化を推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
都市計画法第34条第11号、第12号による区域指定地区件数	19地区 (R3年度)	25地区 (R8年度)

第2節 道路・交通網の整備



■ 現状と課題

本市は、市内東部と西部隣接地に高速道路のインターチェンジを有し、さらに、2本の鉄道路線に12の駅を有する交通利便性に優れた地域です。新たに九州自動車道に設置されるスマートインターチェンジの開通が予定されています。更なる交通利便性の向上に向けて、幹線道路のネットワークの構築が求められています。橋梁については、老朽化した管理橋梁が多く存在するため、予防的な保全による橋梁の延命対策や計画的な架け替えといった経済性を考慮した整備が求められています。また、長期にわたり事業が行われていない都市計画道路については、今後の必要性などを検証し、都市計画道路の見直しを行う必要があります。

公共交通については、日常生活を支えるため、多様な交通手段の充実が求められています。

■ 基本目標

更なる交通利便性の向上に向けて、幹線道路ネットワークの構築を進めます。また、コミュニティバスなどの地域における公共交通の利便性の向上に努めるとともに、駅周辺の都市基盤の整備を進め、交通網の整備を図ります。

■ 主要施策

1 道路橋梁の整備

(1) 道路の整備

下町・西福童16号線(4期事業)の早期完成を目指すとともに、道路改良などの道路整備を計画的に進めることにより、幹線道路ネットワークを構築します。また、周辺地域への経済波及効果が期待できるスマートインターチェンジ及びアクセス道路となる県道鳥栖朝倉線の早期開通を目指します。

さらに、住民からの要望なども踏まえて、都市計画道路短期整備路線を含めた幹線道路の改良などの取組を進め、安全で快適な利便性の高いまちづくりに努めます。

(2) 橋梁の整備

橋梁長寿命化修繕計画に基づき、全管理橋の点検を実施し、補修工事を計画的に進めていきます。

(3) 都市計画道路の見直し

社会情勢の変化や都市政策の転換などを踏まえ、未整備の都市計画道路については、福岡県都市計画道路検証方針に基づいた必要性の再検証や小郡市道路整備プログラムによる優先順位の見直しを行います。また、市の将来的な道路網の適正な配置を図るため、都市計画道路を調査・研究します。

(4) 道路交通の円滑化

国道500号の交通円滑化などのため、西日本鉄道に対して、折り返し運転などの改善を要望します。

2 公共交通の整備

(1) 鉄道輸送の充実

西日本鉄道に対して、運行ダイヤの充実など、鉄道輸送サービスの向上を要望します。

(2) 地域における公共交通の充実【重点】

高齢者、障がい者、子どもなどの交通弱者をはじめとする市民の日常生活を支えるため、多様な公共交通手段の導入を検討し、日常の交通手段として役割を十分果たせるよう利便性の向上に努めます。

3 駅周辺の都市基盤の整備

鉄道駅周辺については、今後のまちづくりの方向性及び土地利用との整合性を図りながら、駅へのアクセス向上や地域住民の日常生活を支える地域拠点としての都市基盤整備に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
下町・西福童16号線(4期事業、5期事業)の事業進捗率(事業費ベース、累積)	19.9% (R3年度)	45.0% (R8年度)

第3節 上下水道の整備



■ 現状と課題

本市の上水道は、小郡市・久留米市・大刀洗町で運営する三井水道企業団が、山神水道企業団と福岡県南広域水道企業団からの浄水受水により供給しています。

給水区域内人口の増加に伴い、普及率も向上していますが、今後も井水から上水道への切り替え促進と管路の布設が必要です。また、計画的な老朽管の更新も必要となっています。

本市の公共下水道は、令和7（2025）年度完成に向けて整備を進めています。そして、公共下水道の整備後については、下水道が接続されていない世帯への水洗化の促進が必要です。

さらに、下水道事業は公営企業として独立採算が原則ですが、下水道使用料徴収だけでは賄いきれない状況にあるため、経営努力に加え経営基盤の強化を図るなど、下水道事業の安定化に努める必要があります。

■ 基本目標

安全な水の安定的な供給に向けて、上水道の市内全域への普及促進や老朽管の更新に努めます。

また、河川などの水質汚染を防ぎ、安全で快適な市民生活のために下水道施設の整備と水洗化の促進を図るとともに、下水道財政の健全化を図ります。

■ 主要施策

1 上水道の普及促進と計画的な更新

上水道の未供用区域について、安全で衛生的な生活用水として引き続き普及促進に努めます。また、老朽管更新事業を計画的に実施して漏水防止に努め、有収率^{※21}の向上を図ります。

2 公共下水道の整備促進と水洗化の促進

市内の環境改善に大きく寄与している公共下水道の整備について、令和7（2025）年度の完成に向けて整備を推進します。

※21 有収率：総配水量に占める有収水量の割合。施設の稼働がどの程度収益につながっているかを表す指標。

水洗化の普及促進については、下水道台帳システムの水洗化情報を活用しながら、引き続き未水洗住居への訪問などにより水洗化を促進します。

3 下水道財政の健全化

下水道事業の経営戦略に基づき、これまでの経営努力に加え、徹底した効率化、健全化を図るとともに、定期的に点検及び評価を行い、着実な遂行に努めます。

下水道使用料収入の確保や事業運営にかかるコストを削減することで経営基盤の強化を図るとともに、計画的、効率的な下水道整備に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
公共下水道普及率	94.9% (R3年度)	100.0% (R8年度)

第4節 住環境・公園の整備



■ 現状と課題

空き家等については、適正な管理が行われないうまま長期間放置されると防災面、衛生面、景観などで周囲の生活環境を阻害するため、空き家等の利活用を推進する必要があります。公営住宅については、小郡市営住宅長寿命化計画に基づき、老朽化した住宅の計画的な長寿命化や建て替えが必要となります。

本市は、豊かな自然、歴史、文化などと調和した良好な環境を保全するため、景観条例を制定しており、今後も小郡市景観計画に基づき、地域の特性を生かした一体感のある景観まちづくりの推進が求められています。

公園の多くは施設の老朽化が進み、小郡市公園施設長寿命化計画に基づいて、計画的な修繕や更新などが必要となっています。また、本市の緑の拠点として花立山や宝満川周辺の緑の環境整備が求められます。

■ 基本目標

安全で快適な住環境を確保するために、空き家等の利活用を推進し、公営住宅の計画的な整備を推進します。また、自然景観や歴史的資源を生かした景観まちづくりを進めるとともに、市民の憩いの場づくりを推進します。

■ 主要施策

1 空き家等の利活用の推進

福岡県宅建協会と連携を図り、法や制度の情報共有や民間との役割分担を行いながら、空き家バンク^{※22}登録を促進し、空き家の利活用及び中古住宅の流通促進を図ります。

2 公営住宅の整備

小郡市営住宅長寿命化計画に基づき、適切な維持管理を行い、老朽化した住宅については建て替えの検討を行います。

^{※22} 空き家バンク：空き家の物件情報を登録し、情報発信を行うことで、空き家の利活用及び中古住宅の流通促進を図り、管理不全な空き家の発生や増加を抑制するとともに、移住・定住を促進し、地域の活力維持と増進に寄与することを目的とした制度。

3 景観の保全

地域の特性を生かした景観形成を行うため、小郡市屋外広告物条例や小郡市景観計画に基づき、自然景観や歴史景観の保全を図るとともに、市民への啓発を行います。

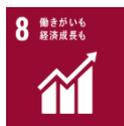
4 快適な公園・緑地の推進

小郡市公園施設長寿命化計画に基づき、老朽化した都市公園の遊具の更新を計画的に実施し、地域とともに維持管理を行い、快適で安全な公園づくりを目指します。また、花立山の森林保全のため、環境整備を推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
遊具の更新を完了した都市公園数	5 か所 (R3 年度)	24 か所 (R8 年度)

第5節 農業の振興



■ 現状と課題

本市の農業は、筑紫平野に位置し、平坦で肥沃な土地、温暖な気候、豊富な農業用水などに恵まれ、米、麦、大豆などを中心に、葉物野菜、イチゴ、花きなどの生産が行われています。また、本市の農地は、開発などの影響により、年々減少しています。一方で、1年以上作付けがされていないいわゆる遊休農地は減少しており、農地の有効活用が図られています。

しかしながら、農業を取り巻く環境は、気候変動、少子高齢化・人口減少による国内市場の縮小、価格の低迷などにより、厳しい状況下にあり、農業従事者の高齢化と後継者不足が課題となっています。

このような中、「小都市食料・農業・農村基本条例」に基づく小都市食料・農業・農村基本計画の中間見直しを行い、後期計画を令和2（2020）年度に策定しました。

農業の持続的な発展のためには、集落営農組織^{※23}の育成・強化や意欲的な担い手の確保などの多様な担い手の育成、優良農地や農業用水利施設などの農業基盤の維持保全が求められています。

また、農業経営基盤の安定化のためには、農業の6次産業化^{※24}やスマート農業^{※25}の推進などによる収益性の高い農業経営の確立が求められています。

■ 基本目標

食料の安定的な供給に向けて、多様な担い手の育成・支援を図るとともに、農業の6次産業化やスマート農業の推進などにより収益性の高い競争力ある農業を推進します。また、農業基盤の維持保全を図ります。

■ 主要施策

1 多様な担い手の育成・支援

※23 集落営農組織：集落単位で、農地の団地化や農業用機械の共有を行い、共同して農業生産を行う組織。

※24 6次産業化：1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの総合的かつ一体的な推進を図り、農山漁村の豊かな地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。

※25 スマート農業：ロボットやAIなどの先端技術を活用する農業。

(1) 集落営農組織の育成・強化

地域農業の持続的な発展を目指し、土地利用型農業における集落営農組織の育成及び集落を越えた再編を促進します。また、法人化を行っていない集落営農組織については、関係機関や団体と連携し、法人化を促進します。

(2) 中核農家の育成

「実質化した人・農地プラン^{※26}」を基に、担い手の確保を図り、認定農業者^{※27}、集落営農組織、青年、高齢者などの様々な担い手に対して、経営資質の向上を図ります。

女性農業者に対しては、起業支援を行うとともに、女性同士のネットワークの形成を図り、女性の視点や発想を生かした農業経営の支援を行います。

(3) 新たな担い手などの確保・育成

新規就農者の確保のため、関係機関、団体などと連携を行い、相談窓口の充実や国、県の支援制度の活用などを行います。あわせて、本市の農業の将来を担う若年農業者団体への活動支援を行います。

また、農業の担い手の一形態として、企業の農業参入を支援するとともに、農業者の雇用労働力の一つの選択肢となっていくよう農福連携^{※28}に関する情報提供を行います。

(4) 農地の流動化

農用地の流動化を進め、集積化を促すことにより、中核農家や集落営農組織の規模拡大と生産コストの低減を図り、効率的な農業経営を促進します。

2 収益性の高い競争力ある農業の推進【重点】

(1) 収益性が高く安定的な農業経営の確立

単品に偏らない収益性の高い複合経営を促進し、スマート農業機械をはじめとする高能率機械の導入などにより、省力化を進めるとともに、商品性の高い農産品づくりを促進し、農家所得の安定確保を図ります。また、農業・農村が持つ資源に新たな付加価値をもたらすために、農産物のブランド化や農商工連携^{※29}、6次産業化の推進を図ります。

※26 実質化した人・農地プラン：アンケート調査や地図作製を行い、それらを活用して地域での話し合いを行いながら、中心経営体への農地集約化に関する地域ごとの将来方針を作成することで「実質化」を図るためのプラン。

※27 認定農業者：都道府県の作成した基本方針、市町村の農業経営基盤強化のための基本構想に基づく「農業経営改善計画」を作成し、国、県、市町村のいずれかによる認定を受けた法人を含む農業者。

※28 農福連携：障がい者などが農業分野で活躍することを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取組。

※29 農商工連携：農林漁業者と商工業者が連携して、新しい商品やサービスの開発・提供、販路の拡大などを行う取組。

(2) 地産地消及び食育の推進

地元産農産物を取り扱っている飲食店に関する情報発信などを行い、地産地消を推進します。さらに、学校給食への地元産農産物の提供拡大や子ども世代に向けて地元の農産物に親しみを持つ取組を行うことで、地元への愛着の醸成にもつながる食育を推進します。

地産地消に向けた直売所の充実を図ります。また、民間活力の導入による「食と農の複合施設構想」の具体化を図り、都市交流や地域振興の拠点づくりに向けて、関係団体・機関などと協議を行っていきます。

3 農業基盤の維持保全

農業振興地域整備計画の適正な管理により、一定のまとまりのある優良農地の確保と保全を推進し、土地利用関連計画との総合調整を図ります。また、自然環境へ配慮しながら、用水路、揚水機場、ため池などの農業用水利施設の長寿命化及び防災減災対策を推進します。

さらに、農業、農村の持つ多面的機能を発揮するため、多面的機能支払交付金事業^{※30}を活用して、各地域における農地や農業用水利施設の維持保全や田園風景の活用の取組を支援します。加えて、市民農園や体験農園、観光農園の活用などを通じた市民と農業の触れ合いを促進します。

また、農業、農村の持つ多面的機能について、収穫情報、地域祭り、伝統行事などを通じて情報発信を行います。

4 環境保全型農業の推進

農業の生産力向上と持続的発展を図るため、環境保全型農業に対する理解促進を図り、化学農薬・肥料の低減や有機農業の拡大といった自然環境負荷低減のための取組に対し支援を行います。

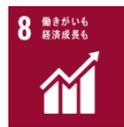
また、堆肥を重要な土づくりの資源とする取組を支援します。

^{※30} 多面的機能支払交付金事業：農業・農村が有する自然環境の保全や良好な景観形成などの多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に対して支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進する事業。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
集落営農組織の法人化数	6 法人 (R3 年度)	10 法人 (R8 年度)
認定農業者数	130 経営体 (R3 年度)	150 経営体 (R8 年度)
市内小中学校給食への地元産農産物の使用率 (学校給食自給率)	11.5% (R3 年度)	30.0% (R8 年度)

第6節 商工業の振興



■ 現状と課題

西鉄天神大牟田線沿線に地域密着型商業地が形成され、大保地区には大規模商業施設（イオン小郡ショッピングセンター）があります。市内の年間販売額は、人口増加や大型商業施設の開店などにより、僅かに増加してきているものの、福岡県の中心性指数^{※31}をみると、市内の消費者が市外へ流出していることがうかがえます。

西鉄小郡駅周辺では空き店舗が増加し、特に日中の賑わい不足がみられます。商店においては、経営者の高齢化が進んでおり、人材確保、後継者育成、新規創業支援などが求められます。

このような中、令和3（2021）年度に第2期小郡市商業活性化計画を策定し、事業者、商工会、行政がそれぞれの役割や可能性を認識し、商業振興の考え方や方向性を明確にし、一体となって商業の活性化を図ることを目指しています。

本市は、筑後小郡インターチェンジや隣接する鳥栖ジャンクションにより交通便利性に優れた地域にあり、物流系企業を中心とした民間開発が進められていますが、今後は新たな雇用の創出や持続的発展による地域の活性化に向けて、工業系のみならず幅広い分野における企業誘致の推進が求められています。

■ 基本目標

市内の買い物満足度の向上や買い物客の増加に向けて、商工会と連携して商店経営者の支援、新規創業支援などにより活気ある商業環境を目指します。

また、交通便利性を生かして、計画的な土地利用に基づく幅広い分野における企業の誘導や集積に努め、産業振興や新たな雇用の創出を図り、地域の持続的発展を目指します。

■ 主要施策

1 商業経営の担い手の育成【重点】

商工会や関係機関と連携して事業承継セミナーなどを実施するとともに、新規創業者への支援に努め、担い手の育成を図ります。

※31 中心性指数：市の小売業が県内の顧客をどれだけ吸収しているかを示す指数。

2 事業者の支援

社会環境の変化や消費者ニーズの多様化に適応していく事業者を育成するため、商工会や関係機関と連携し、経営発達支援計画や事業継続力強化計画の策定を支援するなど、持続可能な商業の活性化を推進します。

3 西鉄小郡駅周辺の活性化

商業環境の空洞化を防ぐため、市の中心市街地と位置づけられる西鉄小郡駅周辺地域の活性化について、商工会や関係団体、地域住民などと連携して協議、検討を行い、回遊性の向上と賑わいを創出する環境づくりに努めます。

4 企業の誘導及び適正配置【重点】

新規雇用が見込める企業立地や事業拡大などの需要に応えるため、筑後小郡インターチェンジ周辺及び鳥栖ジャンクション周辺などにおいて、優れた立地環境を最大限に生かし、工業系をはじめ、地域振興に寄与する生活利便施設など幅広い業種による新たな企業の誘導及び適正配置に努め、さらには、新たに設置されるスマートインターチェンジ周辺も含めた計画的な土地利用を図ります。

5 企業誘致活動の促進

企業立地セミナーなどの開催や自治体間連携によるPR活動を通じ、企業誘致に努めます。また、地域経済の活性化及び雇用の確保などを促進するための優遇制度への見直しを進め、国・県などの支援施策の積極的な活用や情報発信を行い、企業が進出しやすい環境づくりに努めます。

さらに、民間開発の支援を行い、幅広い業種の誘致のために地域の特性を生かした開発などを検討し、持続的発展を目指した企業誘致に努めます。

6 雇用の促進

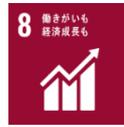
新たな雇用を創出するために、民間開発の積極的な誘導や支援などを行い、企業誘致を推進します。

また、雇用の拡大を図るため、県や関係機関と連携した就職支援セミナーなどを開催し、就業機会の確保に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
創業のワンストップ窓口への相談件数 (延べ件数)	21件 (R3年度)	100件 (R5～R8年度)
企業誘致件数	4件 (H30年度～R3年度)	13件 (R5～R8年度)

第7節 観光の振興



■ 現状と課題

本市は、小郡官衙遺跡、将軍藤、松崎宿、七夕神社、如意輪寺などの多くの観光資源を活用し、一般社団法人小郡市観光協会と連携して市内外へ観光情報などの発信を行っています。また、七夕神社とその周辺が「恋人の聖地^{※32}」として選定されており、七夕のイメージや縁結びのイメージが重要な地域資源の一つとなっています。

今後は、観光資源のブラッシュアップや新たな観光資源の掘り起こしなど、感染症対策も踏まえた新しい視点からの観光の見直しが必要となっています。また、商工会やJAみいなどと連携した新たな商品開発やふるさと納税制度の活用などによる物産振興が求められています。

■ 基本目標

本市の観光資源、地域資源の更なる活用を図るとともに、地場商品の開発やイベントの創出を推進し、にぎわいのあるまちを目指します。

■ 主要施策

1 観光資源及び地域資源の活用【重点】

「七夕」を地域ブランドとして確立し、地域の活性化につなげます。また、恋人の聖地を活用した観光事業やモノ・ヒト・コトを生かした着地型観光^{※33}により、市内外へ観光資源、地域資源の周知を図ります。さらに、市内各地の伝統的な芸能、行事の継承を行う各種団体と連携し、本市の歴史・文化遺産について貴重な観光資源としての活用を検討します。

2 物産振興の推進

観光協会、商工会、JAみいなどと連携を図り、ふるさと納税制度の活用などによる新商品の開発や新たなイベントの企画を行うことにより、地域資源を

※32 恋人の聖地：NPO 法人地域活性化支援センターが「プロポーズにふさわしいロマンティックなスポット」として選定した観光地域。

※33 着地型観光：旅行者を受け入れる地域（着地）側が、地域の観光資源を基にした観光商品や体験プログラムを企画・運営する形態。

活用した物産振興を推進し、地域経済の活性化に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
地域資源を生かした観光事業の実施回数	5回 (R3年度)	10回 (R8年度)

第3章 支え合い健やかに暮らせるまちづくり

第1節 地域福祉の推進



■ 現状と課題

本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるように、日々の「つながり」の中で、「支え合い」の関係を築くことによる持続可能な地域福祉の仕組みづくりを目指し、令和元（2019）年度に策定した第2次小郡市地域福祉計画・地域福祉活動計画に基づき、地域福祉を推進しています。自治会バス^{※34}や移動販売などの取組は、地域主体で地域の課題を解決する地域福祉活動として実施され、活動そのものが交流や見守りの場ともなっています。一方で、市民の福祉ニーズが多様化する中、従来の高齢者や子育て中の人、障がい者への制度・分野ごとの縦割りで整備されてきた公的サービスだけでは対応が難しくなっています。

また、「ふれあいネットワーク^{※35}」活動での見守りなどの地域福祉活動が推進される一方で、地域における福祉活動の担い手育成や個人情報保護に配慮した情報共有が課題となっています。

■ 基本目標

地域共生社会^{※36}の実現と持続可能な地域福祉の仕組みづくりに向けて、複合化する困りごとを相談できる体制づくりを行うとともに、地域での福祉活動の担い手育成や行政と地域間とで情報共有できる体制づくりを推進します。

■ 主要施策

1 困りごとに対し包括的に支援する体制の構築【重点】

※34 自治会バス：地域住民の日常生活の交通手段を確保することを目的として、市・協働のまちづくり協議会・地域住民の協働で運行するバス。

※35 ふれあいネットワーク：小地域を単位として、近隣の人や団体などが連携を図りながら、見守り・声かけ活動や安否確認などを行い、誰もが安心して住み慣れた地域で、暮らせるような地域づくりを進める活動。社会福祉協議会が活動を進めている。

※36 地域共生社会：市民が「支え手側」と「受け手側」にわかれるのではなく、地域住民や地域の多様な人・団体・機関が「我が事」として参画し、主体的な支え合いにより、暮らしと生きがいとともに創っていく社会。

市民などが相互に役割を持ち、主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができ体制の構築を推進します。また、生活困窮者自立支援など、支援分野を横断した課題や複合化した困りごとを抱えた人が身近に相談できる体制づくりや相談後に的確な支援やサービスへとつなぐ体制づくりを推進します。

2 地域での福祉活動の担い手育成の支援【重点】

民生委員児童委員、ボランティアなどの担い手の確保に向けて、意識啓発などの取組を推進するとともに、地域の実情に適した身近で簡単な活動から始めることができる制度の構築を目指します。あわせて、民生委員児童委員をはじめとする地域福祉を担う人の負担軽減に向けた取組を進めます。

3 行政・地域間での積極的な情報共有の推進

地域における住民の抱える課題へスムーズな対応を行うために、個人情報保護、人権擁護の観点から必要な配慮を行いながら、地域と行政・社会福祉協議会が双方向に要支援者の情報を共有できる体制の構築を進めます。

4 虐待防止・権利擁護支援

子ども、高齢者、障がい者などに対する虐待について、必要に応じて、分野横断的に関係機関と連携して、虐待防止と早期発見に努めます。

また、認知症高齢者や知的障がい者、虐待などにより、判断能力が不十分な方々の「意思決定支援」や、「身上保護」について、成年後見制度^{※37}利用促進も含めた権利擁護支援の推進を図るため、地域連携ネットワークの中核となる機関を整備するなど、日常的に見守る体制づくりと地域連携・対応強化の推進を図ります。

5 自殺対策

自殺予防に向けて、他者へ支援を求め易くする為に、相談窓口の周知・利用促進に努め、自殺リスクのある妊産婦や子育てをしている保護者、高齢者、生活困窮者などへの支援の充実を図り、心の健康づくり活動を推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
ボランティア登録団体数	37 団体 (R3 年度)	42 団体 (R8 年度)

^{※37} 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力が不十分な人が、日常生活に困らないよう、保護し、支援する制度。

第2節 高齢者福祉の充実



■ 現状と課題

本市では、令和2（2020）年度に策定した第8期小郡市高齢者福祉計画・介護保険事業計画に基づき、高齢者福祉施策及び介護保険事業を推進しています。

高齢化がさらに進展することが予測される中、高齢者がいくつになっても孤立することなくいきいきと生活し、支援や介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域において、安心して生活できるような地域社会を築いていくことが重要です。

そのためには「地域包括ケアシステム^{※38}」を構築しながら、高齢者が長年築いた知識や能力などを十分に発揮し、住み慣れた地域において、個人の尊厳が尊重されながら自立した生活を送ることができる地域社会を目指すことが大切になります。

さらに、高齢者が災害時に円滑に避難できるように、関係部署、関係機関における日常の情報共有や連携の強化が求められています。

■ 基本目標

住民と地域の組織・団体・介護や福祉サービスの事業者、関係機関などとの協働により、高齢者やその家族を地域ぐるみで見守りながら、高齢者が健康で、また、高齢者の社会参加の機会が確保できるように地域社会全体で高齢者を支えるまちづくりを進めます。

■ 主要施策

1 地域包括ケアシステムの推進【重点】

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でいきいきと安心して暮らし続けることができるように、「支え合い」の地域づくりを進め、自立した生活を営むための支援体制の更なる整備を行うなど地域包括ケアシステムの充実を図ります。

また、医療と介護の両方を必要とする在宅の高齢者に、包括的かつ継続的な在宅医療・介護を提供できるように、医療・介護の関係機関との連携を推進します。

※38 地域包括ケアシステム：高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、地域において包括的な支援・サービスを提供する体制。

2 健康づくりと介護予防・フレイル予防の推進【重点】

高齢者ができる限り健康でいきいきとした生活を送れるよう、高齢者が自らの健康維持・増進に心がけ、健康づくりや介護予防・フレイル^{※39}予防の取組に積極的に参加できる環境づくりを推進します。また、健康づくり（介護予防）ポイント制度^{※40}を実施し、高齢者の健康づくりや介護予防・フレイル予防を推進します。

さらに、要支援者や介護予防事業対象者に対して、切れ目のない総合的な支援が行われるよう介護予防・日常生活支援総合事業の充実を図ります。

3 高齢者の社会参加及び在宅生活の継続支援

高齢者が自らの豊富な知識や経験、能力などを生かしながら、孤立することなく生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、社会参加に関する支援を行います。

また、高齢になっても住み慣れた地域で自立した在宅生活を継続できるよう、サービスの充実、啓発を図ります。

4 安全・安心につながるサービスの充実

高齢者が安全に、そして安心して生活を送ることができるよう、住みやすい住環境づくりや生活環境づくりに取り組みます。

また、市内3か所にある地域包括支援センター^{※41}を活用し、より充実した支援体制の構築に努めます。

さらに、災害時の支援など、高齢者やその家族が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時の支援体制の充実、推進を図ります。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
介護予防教室及び保健事業と介護予防の一体的事業実施数	147回 (R3年度)	224回 (R8年度)

※39 フレイル：加齢とともに心身の機能が低下してきて、「健康」と「要介護」の中間の状態にあること。適切な生活改善や治療などを行うことで、生活機能が以前の状態に改善する可能性がある。

※40 健康づくり（介護予防）ポイント制度：介護予防に資する活動や高齢者支援のボランティア活動に参加した人にポイントを付与する制度。

※41 地域包括支援センター：地域の高齢者に対する包括的・継続的マネジメント、地域支援の総合相談、高齢者の権利擁護、介護予防ケアマネジメントなどを実施するため、市町村に設置が義務づけられた総合的な相談助言機関。

第3節 子ども・子育て支援の充実



■ 現状と課題

本市では、令和元（2019）年度に小郡市子ども・子育て支援事業計画（第2期）を策定し、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境整備を推進しています。

コロナ禍により保護者の働き方やライフスタイル、地域とのつながりが変化し、保護者の子育てに対する経済的・精神的負担感が大きくなっています。これに対し、安心して子育てができるように行政や地域で支援していくことが求められています。今後は、更なる保育環境の充実や「子どもの最善の利益」を考慮した教育・保育の質の向上、放課後児童クラブ※42の需要への対応が課題となっています。

また、子育ての不安の解消や孤立を防ぐため、相談機能の充実や関係機関との緊密な連携が必要となっています。

子どもの貧困が全国的に課題となっている中、本市でも貧困が世代を超えて連鎖することがないよう環境の整備が求められています。

■ 基本目標

子どもの最善の利益が実現され、一人一人の子どもの健やかな成長に向けて、地域や社会が保護者に寄り添い、子育ての負担や不安、孤立感を和らげ、子育ての喜びを感じることができるよう環境整備を図ります。

■ 主要施策

1 保育環境の充実【重点】

保育需要の動向に配慮した保育を実施するため、延長保育や病児・病後児保育、一時預かりなど多様な教育・保育サービスの環境整備に努めるとともに、待機児童の解消に向けた各種対応や保育士確保を推進し、保育の受入れ確保に努めます。

2 教育・保育の充実

※42 放課後児童クラブ：保護者が労働などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童を預かり、児童の健全育成を図る場所。

幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育所などの保育実践者が、「子どもの最善の利益」を考慮して、子どもの権利に関する理念を実践に取り入れることができるよう関係機関と連携し、職員の資質向上を図ります。あわせて、職場環境の改善に向けた支援に努めます。

3 学童保育の充実

共働き家庭の増加により、利用二一ズの高まりが見込まれており、学校施設を可能な限り活用しながら、放課後の居場所づくりとの連携を図ります。

4 包括的な相談機能の充実

包括的な相談窓口である「子ども総合相談センター」及び妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援を可能とした「子育て世代包括支援センター」との連携の充実を図ります。また、子育て支援センターでは、利用者の視点に立って子育て中の保護者が安心して利用できる環境づくりに努めます。

5 児童虐待の防止

近年の相談内容の多様化、複雑化及び相談件数の増加に対応するため、要保護児童対策地域協議会^{※43}における関係機関・関係団体との緊密な連携を図り、虐待の早期発見と適切な支援に努めます。

6 子どもの貧困対策

子どもの貧困が世代を超え連鎖することがないように家庭相談員や母子・父子自立支援員^{※44}による相談体制の充実を図り、関係機関や地域と連携し、養育支援や学習支援など必要な支援につなげ、総合的に対策を推進します。

7 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が安心して生活できるように、母子・父子自立支援員による相談の充実を図り、各家庭の状況に応じた自立支援、就学支援、子育て支援などの充実を図ります。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
保育所の待機児童数	6人 (R3年度)	0人 (R8年度)

^{※43} 要保護児童対策地域協議会：要保護児童やその保護者及び特定妊婦に関する情報の共有や支援を行うための協議を行う場。

^{※44} 母子・父子自立支援員：母子家庭や父子家庭、寡婦の福祉に関して実情を把握し、個人それぞれのケースに応じて自立に必要な相談や支援を行う人。

第4節 障がい者福祉の充実



■ 現状と課題

本市では、平成 30（2018）年度に策定した第3期小郡市障がい者計画に基づき、障がい者（児）福祉に関する施策を推進するとともに、事業計画として令和 2（2020）年度に策定した第6期小郡市障がい福祉計画・第2期小郡市障がい児福祉計画に基づき、障がい福祉サービスを実施しています。

本市においては、基幹型相談支援センター※⁴⁵へ寄せられる障がい者（児）やその家族からの相談が増加傾向にあり、十分にその役割を担っていくことができる体制づくりが求められています。

また、障がい者（児）が住み慣れた地域の中で安心した生活を送るためには、教育の場や地域における障がいに対する理解が必要です。

さらに、障がい者（児）の自立と生きがいつくりのため、就労支援や様々な社会活動への参加に向けた支援が求められています。

■ 基本目標

障がい者（児）とその家族が、住み慣れた地域で自立し、安心して、生きがいを持った生活を送れるような地域社会の実現に向けた、環境づくりを進めます。

■ 主要施策

1 障がい福祉サービスの充実

障がい者（児）やその家族が、地域において相談支援を受けられるよう、関係機関や事業所と連携を行い、基幹型相談支援センターをはじめとする相談体制の充実に努めます。また、生活習慣病など障がいの原因となる疾病の発生予防と早期発見、障がい児の早期療育体制の充実に努めるなど、保健医療と福祉サービスの連携を図ります。

2 権利擁護の推進

障害者差別解消法の周知に努め、不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮

※⁴⁵ 基幹型相談支援センター：障がいのある方、またその家族のための総合相談窓口として、自立した生活を送れるよう必要な援助や情報提供を行っている機関。

の提供について啓発に取り組みます。さらに、虐待を防止するため、地域における見守りなどの強化を図り、成年後見制度の周知などの権利擁護に努めます。

3 雇用・就業の促進

障がい者の一般就労や福祉的就労を推進するとともに就労の支援を行います。また、一般就労した障がい者が就労を継続できるように、事業所と連携して就労定着支援を推進します。

4 社会参加の推進

地域活動における様々な交流機会の推進と、障がい者（児）と住民の一人一人がお互いに支え合う地域福祉活動の支援に努めます。

また、障がい者（児）の地域での自立と社会参加を支援するためのボランティアの育成を図ります。

そして、障がい者（児）が地域において、自立した生活を送り、外出時のコミュニケーションを支援する手話通訳や要約筆記などの支援者の確保などを推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
地域活動支援センター ^{※46} 利用者数 (延べ人数)	3,065人 (R3年度)	4,500人 (R8年度)

※46 地域活動支援センター：障がいのある方に、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う施設。

第5節 健康づくりの推進



■ 現状と課題

本市では、平成 29（2017）年度に策定した第2次小郡市健康増進計画・第2次小郡市食育推進計画に基づき、健康診査による疾病の早期発見・早期治療といった二次予防や、生活習慣病予防や食育の推進などの一次予防に取り組んでいます。

そのような中、新型コロナウイルス感染症が発生し、感染症対策が重要となる中で、これらの健康づくりの取組にも影響が出ています。これまで積み上げてきた経験を生かして感染症対策を講じるとともに、高齢化の進展を踏まえて、健康づくりの取組をさらに充実させ、健康寿命^{※47}の延伸と生活の質の向上を図る必要があります。

また、医療体制については、身近な地域で安心して医療を受けられるよう地域医療と行政との更なる連携や、保健・医療・福祉・介護の連携強化が求められています。

■ 基本目標

市民一人一人の地域での健康づくりを推進し、市民の健康に関するデータを活用しながら、市民の健康づくりを支える保健サービスなどの充実を図り、健康寿命の延伸を目指します。

■ 主要施策

1 感染症対策の充実【重点】

日頃から感染症の発生に備えることが重要であるため、正しい予防についての知識の普及啓発に努めます。

また、発生時には新型コロナウイルス感染症の流行の中に積み上げた経験を活かし、国、県、近隣市町、医師会などの関係機関との連携を図るとともに、市民への情報提供を迅速に行い、早い段階で被害を最小限にとどめられるように対策を講じます。

さらに、備蓄品の管理、調整を行い、非常時における業務継続体制の整備に努めます。

※47 健康寿命：健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間。

2 保健サービスの充実【重点】

生活習慣病の発症予防と重症化予防に向けた事業に取り組みます。また、新型コロナウイルス感染症の影響により低迷しているがん検診の受診率向上のために、受診しやすい環境づくりや検査項目の充実に努めるとともに、予防接種の接種率の向上を図ります。

さらに、がん検診の精密検査対象者の受診率向上のため、早期発見、早期治療につながるよう検査体制の強化に努めます。

また、地域の特性に応じた保健サービスが展開できるように保健師・管理栄養士の地区分担制を推進します。

3 保健・医療・福祉・介護の連携強化【重点】

KDBシステム^{※48}などを活用して健康課題の分析を進め、保健事業への活用を図ります。また、データ分析に基づいた効果的な保健事業を行うことで、生活習慣病予防の発症予防、重症化予防を進めます。さらに、高齢者に対して、保健事業と介護予防を一体化した取組を行うとともに、相談体制を充実させ、健康寿命の延伸を目指します。

4 総合保健福祉センターの活用促進

各行政区や校区の健康づくりの啓発拠点施設としての役割を推進するとともに、市民の健康増進に向けて、個別相談を導入した健康スクールに取り組みます。

5 市民主体の健康づくりの推進

市民一人一人の主体的な健康づくりに向けて、健康運動リーダーを校区に養成し、関係機関と行政が連携しながら支援する体制づくりを推進します。

また、楽しみながら健康づくりに取り組めるよう健康づくりポイントの取組を推進します。

6 食育の推進

市民一人一人の食への理解や関心を深め、正しい知識の普及に努めます。また、食生活の改善などにより、食を通じた健康づくりを推進します。

そして、幼稚園、保育所、学校、地域及び関係機関と連携を図りながら、成長、発達段階に応じた食育に取り組み、食文化の継承や地産地消を推進します。

7 地域医療体制の充実

市民が安心して医療を受診できるように、地域医療と行政の連携による地域

^{※48} KDBシステム：国保連合会に集約された「健診・保健指導」、「医療」、「介護」の各種データを利活用して、「統計情報」・「個人の健康に関するデータ」を作成するシステム。

医療体制の充実に努めます。また、久留米広域連携中枢都市圏^{※49}と連携し、将来的な救急医療体制などのあり方について調査研究を行い、課題解決に向けた取組を進めます。さらに、久留米広域小児救急センター^{※50}について、長期的かつ安定的な体制の確立やより高度な医療の提供を図るための支援を推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
1年間にがん検診を受診した人の割合	42.8% (R3年度)	50.0% (R8年度)
自主的な健康運動教室を開催する区	22区 (R3年度)	25区 (R8年度)

※49 久留米広域連携中枢都市圏：久留米市、大川市、小郡市、うきは市、大刀洗町及び大木町の4市2町によって形成される圏域。「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」などを図るため、幅広く連携事業を実施している。

※50 久留米広域小児救急センター：次代を担う子どもたちを安心して産み育てることができる環境づくりのため、筑後地域の小児科医の協力と医療機関の連携により、聖マリア病院に開設されている機関。夜間の小児初期救急診療を365日受け入れている。

第6節 人権・同和対策の充実



■ 現状と課題

本市では、同和対策事業により生活環境の改善を図るとともに、市民一人一人の人権が保障される人権のまちづくりを推進してきました。しかしながら、平成26（2014）年に本市が実施した生活実態調査では、不安定な就労状況や高い高校中退率、結婚差別などの実態が明らかとなり、依然として厳しい現状が続いています。

また、市民意識調査では、講演会参加などの市民啓発が不十分であるとの結果が出ており、市民啓発の充実が求められています。

このような中、平成29（2017）年度に第2次小郡市人権教育・啓発基本計画を策定し、人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的に推進しています。

部落差別や女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に対する差別、ヘイトスピーチ^{※51}など、今もなお人権侵害が発生しています。さらに、近年ではインターネット上への差別や誹謗中傷などの悪質な書込みも深刻な状況であり、人権侵害救済に向けた法律の早期制定の取組が求められています。

■ 基本目標

部落差別をはじめ、あらゆる人権問題の解決に向けて、教育・啓発を通して市民一人一人が喜びも責任も分かち合うことのできる人権のまちづくりを進めます。

■ 主要施策

1 生活の安定と福祉の向上

生活実態調査で明らかとなった課題を解決し、地域住民の生活の安定と福祉の向上を図るため、隣保館、集会所を中心として、教育、就労、健康などに関する相談や支援を行います。さらに、ハローワークなどの関係機関と協力して、就労のための各種情報提供などの支援を行います。

^{※51} ヘイトスピーチ：特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。

2 人権教育啓発センターの充実

人権教育・啓発の拠点施設として、講座や講師の派遣、啓発紙などを充実させ、より効果的な啓発を推進します。また、施設及び人権学習教材の利用促進や人権相談の充実を図り、人権問題を解決するための取組を推進します。

3 隣保館・集会所事業の充実

部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消のために、福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、各種取組の充実を図ります。

また、部落差別解消推進法を踏まえ、地域の実態を的確に把握しながら総合生活相談や地域交流、人権啓発を推進します。さらに、部落差別や人権問題の解決に向けた取組を推進するため、施設機能の充実に努めます。

4 人権確立のための「人権侵害の救済に関する法律」制定の促進

人権侵害を未然に防止し、人権が侵害された場合における被害者救済のため、一日も早い「人権侵害の救済に関する法律」の制定に向けた取組を推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
人権センター公開講座などでのアンケートによる満足度	89.0% (R3年度)	95.0% (R8年度)

第7節 社会保障の充実



■ 現状と課題

少子高齢化が進展する中、生活の基盤となる社会保障制度については、制度の周知、保険税（料）の収納率の向上、給付の適正化などにより安定的な運用が求められています。

国民健康保険制度については、国民健康保険法の改正が施行され、平成 30（2018）年度から県と市町村による共同運営となりました。

生活困窮者に対しては、経済的自立に向けた支援につなぐことが重要となっています。

■ 基本目標

少子高齢社会が進展する中、生活の基盤となる社会保障制度の安定化を図るための将来的な見通しを持って、保険税（料）の収納率の向上、給付の適正化に向けて取り組むとともに、低所得者世帯の生活の安定と自立を支援します。

■ 主要施策

1 国民年金

保険料の適正な納付を促すとともに、保険料納付が困難な市民への免除・納付猶予制度の周知及び年金相談の拡充を図ります。

2 国民健康保険

国民健康保険制度の安定した運営を維持していくための将来的な見通しを持って、保険税の収納率の向上を目指します。また、保健事業と医療費適正化の推進を図ることで、医療費の伸びの抑制を図ります。

3 後期高齢者医療

福岡県後期高齢者医療広域連合^{※52}と連携し、保険料の収納率の向上及び健

※52 福岡県後期高齢者医療広域連合：後期高齢者の医療を国民全体で公平に支えるために設けられた後期高齢者医療制度の運営主体。都道府県ごとに全市町村が加入する広域連合が設立されている。

康づくりの促進を図ります。

また、各種制度の周知を図るなど、相談しやすい環境づくりを行い、きめ細やかな対応に努めます。

4 介護保険サービスの充実

介護認定の公平性の確保、適正な介護保険サービスの提供のために、要介護認定の平準化を図るとともに、介護サービス事業者の質の向上や給付適正化に向けた取組を推進します。

また、地域密着型サービス^{※53}については、地域での安心した生活が送れるよう、地域の特徴を十分に勘案したサービスの提供を図るとともに、地域密着型サービス施設の不足が見込まれる場合は、適正な整備に向けた検討を行います。

5 低所得者福祉

生活困窮者を支援するため、自立相談支援、家計改善相談などにつなげ、困りごとの解消、早期の自立を促進します。

また、必要に応じて各種支援施策や自立支援事業などの利用につなげ、必要に応じてセーフティネットである生活保護制度を適切に適用します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
特定健康診査の受診率	39.6% (R3 年度)	60.0% (R8 年度)

^{※53} 地域密着型サービス：介護を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた自宅又は地域で生活が継続できるようにするため、身近な市町村で提供されるサービス。

第4章 未来社会につなぐ人づくり

第1節 小・中学校教育の充実



■ 現状と課題

本市では、令和2（2020）年度に策定した第2次小郡市教育大綱及び第2次小郡市教育振興基本計画に基づき、「たなばた 志」教育を理念とし、「未来に向かい 未来を拓く力」を育む学校教育を推進しています。社会のデジタル化へのニーズが高まるなど、変化が激しく不安定な社会状況の中で、子どもたちの課題解決の力を育むことや、学校と地域や保護者が協働した学校づくりが求められています。

一方でICT^{※54}の活用や一人一人の特性に応じた教育など、個々の教育的ニーズが学校教育に求められており、これに対応する質の高い教職員の育成や専門分野において必要な支援ができる支援員の配置が重要となっています。また、学校運営を支える人的支援や指導体制の整備、施設の充実が求められています。

■ 基本目標

自分のよさや可能性を理解して、夢や願い・「志」を抱き、多様な人々と協働しながら、様々な困難や社会的変化を乗り越えて豊かな人生を切り拓き、未来の郷土の創り手となる子どもを育む教育を推進します。

■ 主要施策

1 「未来を拓く力」を育む教育の推進【重点】

（1）未来に向かう心の育成

困難を越え人生や社会を豊かにしようとする「志」や「自律の力」、人を大切にする「つながる心」、ふるさとへの「愛着や誇り」など未来へ向かう心を育むためのキャリア教育^{※55}や道徳教育、積極的生徒指導、体験活動などの充実を図ります。

※54 ICT：Information and Communication Technology の略称で、情報通信技術のこと。

※55 キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通して、キャリア発達を促す教育。

(2) 生きて働く知の育成

基礎的・基本的な知識及び技能やこれらを活用する思考力、判断力、表現力などの実社会で生きて働く「知」を育む指導・支援の充実を図ります。また、児童生徒の願いを大切にする「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善やグローバル化社会に対応した外国語教育を推進します。

(3) 健康で逞しい体の育成

健康で逞しい体を育成するために、生涯にわたって心身の健康を保持促進しようとする願いや目標を大切にした取組の充実を図ります。また、安全・安心な生活を実現し、自らの身を危険から守る力を育むため、地域・保護者と協働した防災・安全教育の支援を行います。

2 地域とともにある学校づくり【重点】

全小・中学校で学校運営協議会^{※56}の取組の充実を図り、学校・地域・保護者が連携・協働して「地域とともにある学校」を実現します。

また、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進するとともに、学校教育と生涯教育とを連動させ、子どもが郷土に関わり、豊かな郷土の未来を拓いていく「郷生」の力を育みます。

3 ICT活用力の育成【重点】

ICT機器を正しく効果的に活用して課題解決を図りながら、主体的に生きる力を育む児童生徒の育成を目指して、児童生徒の情報活用能力（情報リテラシー^{※57}・情報モラル^{※58}を含む）及び教職員のICT活用能力・指導力の育成を推進します。

4 個に応じた学びの充実

一人一人の特性や教育的ニーズに応じることができるよう、個別学習や習熟の程度に応じた学習などの「個に応じた学び」の充実を図ります。

また、特別支援教育については、インクルーシブ教育^{※59}の理念を踏まえ、一人一人の教育的ニーズに応じた早期からの教育相談体制を整え、連続性のある「個に応じた学び」の充実を図るとともに、携わる教職員の専門性の向上を

※56 学校運営協議会：学校と保護者、地域の皆さんが力を合わせて学校の運営に取り組むことが可能となる「地域とともにある学校」への転換を図るための仕組み。保護者や地域住民などから構成され、学校運営の基本方針を承認したり、教育活動などについて意見を述べたりするといった取組が行われる。

※57 情報リテラシー：大量の情報の中から必要なものを効果的に探し出すとともに、見つけた情報を適切に評価・活用できる能力。

※58 情報モラル：情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度。

※59 インクルーシブ教育：障がいのある児童生徒と、障がいのない児童生徒が共に学ぶことにより、障がいのある児童生徒が精神的・身体的な能力などを最大限発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする教育。

目指し、その育成に努めます。

5 教職員の資質向上の推進

社会状況の変化や子どもの変化などを背景とした多様な教育課題に主体的に対応し、質の高い指導ができる教職員を研修により育成します。

6 教育支援体制の整備

専門スタッフの配置などの人的支援、教材備品整備などの物的支援、就学・通学などの体制整備に係る支援により教育体制を整えます。

7 小中9年間を見通した指導体制の充実

小学校での教科担任制の導入や小中間の連携・一貫教育など、小中9年間を見通した指導体制の整備に取り組みます。

8 働き方改革の推進

教職員がワーク・ライフ・バランス^{※60}のとれた生活を実現し、健康でやりがいを持って働くことができるようにするとともに、学校教育の質を維持・向上させることを目指し、統合型校務支援システム^{※61}の導入などにより、「教職員の働き方改革」を推進します。

9 安全快適な教育環境実現

(1) 学校施設など教育環境の整備・充実

時代のニーズや児童生徒数の増減に応じて、安全・快適な学校生活が送れるように、教室の適正な配置やバリアフリー化などの施設整備の充実を図ります。

(2) 学校給食の推進

学校教育を通して、正しい食習慣や栄養のバランスへの意識を培うとともに、食事の重要性への理解を深め、協調性・社会性の育成に努めます。また、食育の観点から学校給食に地域の農産物を活用し、児童生徒に地域の食文化や、安全な食材を提供いただいている生産者への感謝の気持ちを抱かせるなど、食育の「生きた教材」として地域との連携を促進します。

(3) 学校給食センター建設の推進【重点】

※60 ワーク・ライフ・バランス：「仕事と生活の調和」と訳され、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

※61 統合型校務支援システム：成績処理、出欠管理、健康診断票、指導要録など、学校事務など校務において統合した機能を有している情報システム。

学校給食センターの老朽化に伴い、新中学校学校給食センター建設を推進します。新学校給食センターの建設にあたっては、衛生面及び安全性を重視し、学校給食が今まで以上に安全・安心なものとなるように、ハード・ソフトの両面から検討を行います。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
目標実現のために、粘り強く努力することができる子どもが8割以上の学年の数	6学年／小中9学年 (R3年度)	9学年／小中9学年 (R8年度)
郷土の伝統と文化を大切にし、郷土に誇りと愛着を持つ子ども8割以上の学年の数	5学年／小中9学年 (R3年度)	9学年／小中9学年 (R8年度)
「組織的な研修を行い、ICT教育をはじめとする教育動向への理解を深め、教職員としての資質を高めている」の平均評価値（小郡市学校評価から）	平均評価値 3.1／4 (R3年度)	平均評価値 3.6／4 (R8年度)

第2節 幼児教育の充実



■ 現状と課題

幼稚園では、幼稚園教育要領で「生きる力の基礎」を育むために幼児教育を通して子どもが身につけていく「資質・能力」の3つの柱が示されたことを受け、長期にわたる育ちへとつなぐことが可能となりました。この考え方を踏まえ、「知識・技能」「思考力・判断力・表現力」「学びに向かう力、人間性等」の基礎を育むことを目標に教育を行っています。

また、社会との連携協力による「社会に開かれた教育課程」の実現や、教育課程を小学校教職員と共有するなど幼稚園や保育所における幼児教育と小学校教育とのさらなる円滑な接続が求められています。

今後、公立幼稚園では、本市の幼児教育の教育センター的機能の充実や保育機能を含む子育て支援機能の充実が求められています。

■ 基本目標

夢や願いをもち、人とつながり、豊かな郷土をつくりだす子どもたちを育むため、家庭、幼稚園・保育所、地域が一体となって幼児の成長にかかわっていきます。

■ 主要施策

1 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進

生きる力の基礎を育てるために、幼児期までに育ててほしい姿を踏まえ、社会に開かれた教育課程のカリキュラムマネジメント^{※62}を推進します。

2 幼稚園・保育所と小学校との円滑な連携推進

幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続に向けて、就学前後の子どもの育成や発達について理解を図る保幼小合同研修会の充実を推進します。

3 幼児教育センター的機能の充実

公立幼稚園においては、子育て支援機能の充実を図り、幼児教育の調査研究

※62 カリキュラムマネジメント：教育課程（カリキュラム）の編成、実施、評価、改善を計画的にかつ組織的に進め、教育の質を高めること。

の成果を市内の保育所及び幼稚園に発信するなど、本市の幼児教育の教育センター的機能の充実に努めます。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
保幼小合同研修会への参加園数	12園 (R3年度)	16園 (R8年度)

第3節 人権・同和教育の充実



■ 現状と課題

本市では、市民と行政が協働して一人一人が差別をなくす主体となり、差別のない小郡市を築いていくために、平成 29（2017）年に「第2次小郡市人権教育・啓発基本計画」を策定し、同和問題をはじめとする様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいます。

しかし、部落差別や女性、子ども、高齢者、障がい者、性的少数者に対する差別など、今もなお重大な人権侵害が発生しています。

また、近年では、インターネットでの差別書き込みやヘイトスピーチなど、新たな人権問題も生じています。

これらの現状を踏まえ、全ての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる社会の確立に向けて、学校と地域が連携・協働しながら人権・同和教育の推進及び啓発を充実させて、人権尊重の精神の涵養に努める必要があります。

■ 基本目標

部落差別問題をはじめとするあらゆる人権課題の解決に向けて、地域・学校・関係機関などの多くの人々と連携・協働しながら、全ての人の多様性が尊重され、人権が大切にされる「人権のまち・小郡」を推進します。多様化・複雑化する子どもたちの課題に対応し、「学習権や教育の機会均等を保障することそのものが人権である」との視点に立って、児童生徒一人一人の学力と進路の保障に努めます。

■ 主要施策

1 一人一人が大切にされる学校づくり【重点】

人権に関する課題が多様化・複雑化する社会の中、一人一人に居場所があり、お互いを大切にすることを実感できる学校づくりに取り組みます。

また、「差別の現実深く学ぶ」の理念を基に、全ての教育活動を通して差別を見抜き、社会をつくる一員として、人権課題に自分事として切実に関わることができる教育を展開します。

学校として、急激な社会の変化に対応しながら、組織的・継続的に取り組めるよう、今日的な人権課題への視点を含めた研修の充実を図ります。

2 人権・同和教育の啓発推進

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」や「部落差別の解消の推進に関する法律」、「ヘイトスピーチ対策法」、「障害者差別解消法」などの人権関係法令の目的を踏まえた上で、新たな人権侵害にも対応する啓発を行うために、人権教育啓発センターとの連携を強化しながら、時代の変化や市民のニーズにあった啓発活動の充実及び指導者育成研修と各種講座などの充実に取り組みます。

また、一人一人の人権が尊重される社会を目指して、地域における「ひと・こと・もの」との出会いと多様性を視点に、つながり合いを推進していくために、「人権のまちづくり」組織が実施する人権フェスティバルなどを支援し、更なる充実を図ります。

3 組織整備と機能の充実

地域の実態に応じた人権・同和教育の推進をより積極的・機能的に行っていくために、学校・家庭・地域・行政が連携・協働した啓発の推進を図ります。さらに、校区内の関係各機関などのネットワーク化を図るとともに、市全体での推進体制の確立に向けて研究協議を進め、活動を支援します。

また、小郡市・三井郡での合同研修などの交流・連携を図るとともに、小郡市人権・同和教育研究協議会（市同研）などの研究・研修団体の相互の連携を図り、組織の整備と研究内容の充実に向け支援を行います。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
七夕人権考座でのアンケートによる満足度	91.0% (R3 年度)	95.0% (R8 年度)

第4節 生涯学習の充実



■ 現状と課題

市民一人一人が生涯にわたって、「いつでも、どこでも、だれでも」学習することができ、その成果や技術を生かすことのできる社会の実現のために、継続的な学習のニーズへの対応、得られた知識・技術により活躍できる場づくりが求められています。今後、人生 100 年時代をより豊かに生きるため、生涯にわたって自ら学習し、自己の能力を高め、働くことや社会的活動につなげていくことが一層求められており、地域コミュニティなどの地域活動や家庭教育の支援などに生かすことも重要となっています。

また、各種文化芸術活動団体が積極的に活動を続け、活発な活動が行われていますが、一部には、会員の高齢化や減少がみられるため、リーダー養成や次世代を担う後進の育成が求められています。

青少年を取り巻く環境については、様々なインターネット接続機器などの普及に伴い情報通信技術（ICT）を利用する時間が増加傾向にある中で、自然の中で体験活動をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにする機会が限られていることが指摘されています。子どもがSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を利用した犯罪に巻き込まれる事案も生じており、地域・家庭が連携・協働して基本的な生活習慣の確立や青少年の健全育成に取り組む必要があります。

図書館活動では、図書を取り巻く環境が多様化する中、本に触れる機会を提供し、より多くの市民に読書活動が生涯学習の支えとなる取組を進める必要があります。

■ 基本目標

人生 100 年時代を見据え、市民一人一人が夢や願い「志」を持って目標にチャレンジできるように様々な分野における生涯学習「学び」を推進します。

図書館資料を活用して、知的好奇心に働きかけ、基礎学力や知的水準の向上を図ります。

■ 主要施策

1 学習機会、活動支援の充実【重点】

“自分ならではの”の夢や願い「志」を持って目標にチャレンジできるよう、多様な学習機会や情報及び環境を提供します。特に、「女性活躍社会」や高齢者を含めた「地域共生社会」については、現代的・社会的な課題として捉え、その推進を図るとともに、「学び」を地域や社会での「活動」に生かすことができるように育成、支援を行います。

2 芸術文化の普及・振興の推進

永く受け継がれてきた文化や伝統など「ふるさと（郷土）のよさ」に学ぶ・触れるといった文化芸術活動への参加機会を提供するとともに、文化庁の方針に基づき、中学校の文化部活動の地域移行に向けた検討を行います。

また、各地域・団体における様々な文化芸術の公演、展示などに対する支援を行うことで、市民全体の文化芸術活動を推進します。

3 家庭教育の支援や子育て環境の充実

社会全体できめ細やかな家庭教育支援や子育て環境の充実を図るため、子育て保護者向けの家庭教育講座や出前講座など、家庭教育に関する学習の機会や親同士の交流の機会に努めます。また、子どもの健やかな成長を促進するため、基本的な生活習慣の確立や生活リズムの向上につながる活動に取り組みます。

4 青少年の健全育成

青少年の豊かな心の育成のため、子どもたちが達成感や成功体験を得たり、「志」を持って課題に立ち向かう姿勢を身に付けたりすることができるよう様々な体験活動の充実を図ります。また、インターネットなどを介した有害情報から子どもたちを守るため、家庭・地域などと連携しながら、フィルタリング^{※63}やインターネット利用のルールに関する普及啓発活動を実施します。

5 青少年の人材育成

未来を担う子どもたちが自分たちの住む地域の良さを実感し、地域への愛着や郷土愛を深め、志を高めて多様な選択肢の中で自分自身の答えを自らが見出すことができるよう、学びを進めます。同時に、主体的にまちづくりにかかわっていくことができるよう地域の特色を生かした青少年の人材育成に取り組みます。

^{※63} フィルタリング：インターネット上のウェブサイトなどを一定の基準に基づき選別し、青少年に有害な情報を閲覧できなくするプログラムやサービス。

6 図書館活動の充実

「読書で未来を拓くまち おごおり」を目指して、子どもや高齢者、障がい者などの全ての市民が利用しやすい読書環境の整備・充実を図り、「地域の知の拠点」、「地域の課題解決を支援し、地域の発展を支える情報拠点」として市民へサービスを提供します。

また、学校・地域・家庭・幼稚園・保育所などでの読書環境の整備・充実を図り、読書ボランティア団体などと連携を図ります。

さらに、デジタル社会に対応するため、郷土資料及び地方行政資料の電子化を進めるとともに、いつでも・どこでも本とつながることができる電子書籍によるサービス提供に努めます。

また、野田宇太郎の業績を市内外へ発信するとともに、ふるさとを大切に思う心を受け継ぎ、市民への働きかけに努め、郷土愛の醸成を図ります。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
図書館の有効登録者数	11,740人 (R3年度)	13,200人 (R8年度)

第5節 文化財の保護活用の充実



■ 現状と課題

本市には、小郡官衙遺跡群をはじめとして、国・県・市により31件の文化財が指定・登録されているほか、未指定の文化遺産が数多く残されています。

これらを活用しながら、これからの社会を担う子どもたちへ小郡の歴史や文化財に触れる郷土教育に取り組んでいます。

文化財保護法の改正により、文化財の「保存優先」から「地域の文化遺産を一体的に活用する取組」への転換が示され、教育をはじめとした、まちづくり・観光資源としての幅広い活用推進が今後の課題となっています。

このような中、文化財をふるさとの魅力あるまちづくりへとつなげるため、文化財を指定・未指定にかかわらず幅広く関連付けて、総合的に保存・活用するための指針となる「小郡市歴史文化基本構想」を令和元（2019）年度に策定しました。

また、国指定史跡の小郡官衙遺跡は、国指定史跡小郡官衙遺跡群保存管理計画により公有化を進めていますが、公有化した用地は未整備地となっており、一体的な史跡整備が課題となっています。

■ 基本目標

歴史に息づく文化財や文化遺産を地域や市民とともに大切に守り、その認識を深め、市民の誇りとなるよう努めます。また、情報を市内外に発信し、教育・まちづくり・観光に活用することで、ふるさと小郡への郷土愛を育みます。

■ 主要施策

1 文化財保護活動の推進

地域で大切に守られてきた文化財の指定・登録を進め、関連団体などの協力を得た中で、文化財保護に向けた活動を推進します。さらに、小郡市歴史文化基本構想に基づく文化財保存活用地域計画の策定を行います。

2 文化財の活用の推進【重点】

文化財の情報発信について、社会のデジタル化を踏まえた効果的・効率的に

情報を発信する環境を整備します。また、これからの社会を担う小・中学生を中心とした子どもたちが郷土と日本の歴史、文化、伝統などに対する理解を深め、一人一人が郷土のよさを生かす「郷生」の力を大切に育む教育を目指します。

3 小郡官衙遺跡群の整備・活用

小郡官衙遺跡群全体の保存管理計画、整備基本計画に基づき、既整備地を含めた公有地全体の段階的な整備を検討します。また、小郡官衙遺跡群のさらなる活用を推進します。

4 文化遺産を活用した観光まちづくり

庁内連携の強化をはじめ、官学連携、関係自治体、九州歴史資料館との相互連携により、文化財の活用を広範に展開するとともに、市域にある文化財やその周辺環境を含め、地域の活性化や観光まちづくりに向けた活用を図ります。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
国・県・市指定・登録文化財の件数	31件 (R3年度)	35件 (R8年度)
出前授業などを通して郷土教育に取り組んだ小・中学校の数	9校 (R3年度)	13校 (R8年度)

第6節 スポーツ・レクリエーションの充実



■ 現状と課題

市民のスポーツに対する意識は総じて高く、一般社団法人小郡市スポーツ協会を中心に、競技スポーツや地域スポーツが盛んにおこなわれており、今後は地域のスポーツ推進のコーディネーター役であるスポーツ推進委員の育成及び活動を支援し、より充実強化していくことが望まれます。

一方、本市の屋内スポーツの拠点となる市体育館や市勤労青少年体育センター（武道場）、市弓道場については、老朽化が進行しており、さらに小規模であるため、現在のスポーツニーズに対応できる新総合体育館の整備を進めていく必要があります。新総合体育館の整備にあたっては、近年、自然災害が多発していることから、災害時に多目的防災拠点として活用することを想定する必要があります。

■ 基本目標

スポーツ・レクリエーションを通して心身ともに健康な状態が維持できるよう、気軽に参加し楽しむことができる場所や機会の提供を行い、生涯スポーツの普及に努めます。

■ 主要施策

1 スポーツ環境の整備・充実【重点】

屋内体育施設の拠点となる新総合体育館の建設については、市民に愛され、親しまれ、利用しやすい体育館とするため、引き続き施設の内容などについて検討し、建設を推進します。

2 スポーツ・レクリエーション活動の充実

ライフステージに応じたスポーツ・レクリエーション機会の充実と市民の健康づくりに資するスポーツ活動の推進を図ります。

また、スポーツ協会や関係団体と連携を図り、スポーツ選手と触れ合えるイベントなど各種事業の充実を図ります。

3 スポーツを支え、生かす仕組みの充実

スポーツ協会などの団体との連携を深め、生涯スポーツや競技スポーツの推進を図ります。地域スポーツの充実を図るため、人とのつながりを大切にし、スポーツ推進委員の育成及び活動を支援し、地域スポーツ活動グループや関係団体との連携体制づくりを行います。

4 新たな部活動の仕組みづくり

中学校の運動部活動の指導体制のあり方について、スポーツ庁の方針に基づき、スポーツ協会などの関係団体と連携し、新たな地域移行に向けた仕組みづくりを行います。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
地域スポーツの充実に向けたスポーツ推進委員の派遣回数	0回 (R3年度)	30回 (R8年度)

第5章 持続可能な行政経営体制づくり

第1節 市民参画によるまちづくりの推進



■ 現状と課題

社会情勢の変化などにより、市民のニーズは多様化しており、まちづくりを進めるためには、市民のニーズを的確に把握しながら、地域の実情に合わせて、施策や事業を実施していくことが重要です。

また、市民参画の推進に向けて、広報紙、ホームページ、SNSなどの活用により、市政情報の積極的な提供が必要です。

■ 基本目標

まちづくりへの市民参画を推進し、市民の意見の反映に努め、市民との対話や積極的な行政情報の提供により、理解と協力を得ながら市民とともにまちづくりを進めます。

■ 主要施策

1 市民参画の推進【重点】

各種審議会などへの市民の参加やワークショップ、パブリックコメント^{※64}、車座トーク・出前トーク^{※65}など多様な方法により市民参画を推進し、市民との対話に努め、理解と協力を得ながら行政運営リテラシー（行財政運営について正しく読み解き、理解する力）の向上に努めます。

2 広報・公聴の充実

暮らしの情報や市政の動き、市の魅力といった情報を的確に伝えるため、広報紙の紙面の充実を図るとともにタイムリーな情報を多くの人に提供するため、ホームページ、SNS、マスコミを通じた情報発信のさらなる活用を進めます。また、市民がより参加・活用しやすい市民と行政の対話の場の充実に努めます。

※64 パブリックコメント：市の基本的な計画及び条例などの策定過程において、必要な事項を公表し、市民などから広く意見を募集し、提出された意見を考慮して、意思決定を行うとともに、その意見に対する考えを公表する一連の手続。

※65 車座トーク・出前トーク：市政に関して、市民と市長が相互理解を深めるため、意見交換を行う取組。

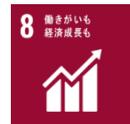
3 情報公開の推進

個人情報の適正な保護を図りながら、市民ニーズに即した行政情報の公開を推進し、市民との情報の共有化を図り、開かれた行政を推進します。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
車座トーク・出前トーク開催回数	7回 (R3年度)	28回 (R8年度)

第2節 健全な行財政運営の推進



■ 現状と課題

少子高齢化や公共施設の老朽化が進む中、今後の財政需要が高まっていくことが見込まれます。限られた財源の中で持続可能な財政運営を行うためには、歳入に見合った歳出とする必要があります。また、本市における行政需要の変化や新たな行政課題に対応するために、人材の育成や組織力の向上が求められます。

公共施設については、平成28（2016）年度に策定した小郡市公共施設等総合管理計画及び平成30（2018）年度に策定した小郡市個別施設計画（長寿命化計画）に基づき、公共施設等の計画的な管理や長寿命化を推進しています。今後も、維持管理費の平準化のために長寿命化を図り、安全な施設管理を計画的に進めることが必要となっています。老朽化が進んでいる公共施設の建て替えについても検討が必要であり、市役所庁舎の建て替えについては、防災拠点の観点からも喫緊の課題となっています。

■ 基本目標

将来的な財政収支を見通し、「ビルド&スクラップ^{※66}」の視点により、歳入に見合った財政運営を進めます。

また、行政需要の変化や新たな行政課題に対応するため、事務事業の見直しを図るとともに人材の育成と組織力の向上を進めます。

■ 主要施策

1 健全な財政運営【重点】

将来的な財政収支を見通し、歳入に見合った持続可能な財政運営に向け、市債残高の適正管理に努め、財政調整基金^{※67}の取り崩しに依存しない財務体質の確立を目指します。

「選択と集中」に基づく投資的経費の重点配分を行うとともに事業実施の優先順位づけや「サンセット方式^{※68}」による事務事業の見直しを図ります。

※66 ビルド&スクラップ：新しく取り組むべきことを先に決め、その取組を行うために、これまで取り組んでいたことの見直しを行うこと。

※67 財政調整基金：自治体が財源に余裕がある年に積み立て、不足する年に取り崩すことで財源を年度間で調整し、計画的な財政運営を行うための貯金。

※68 サンセット方式：あらかじめ制度や事業などの終了期間を決めておくこと。

また、市税の課税対象を的確に把握し、適正な課税に努め、自主財源の確保と税負担の公平性を保つため、より一層の納税の推進を図り、収納率の向上と収入未済額の圧縮に努めます。

さらに、ふるさと納税などを推進し、収入の確保に取り組みます。

2 効果的・効率的な行政運営

PDCA マネジメントサイクル^{※69}を定着させ、効果的・効率的な行財政運営を実現するとともに、「ビルド&スクラップ」の視点による事務事業の見直しや民間活用を推進します。

3 人材の育成と組織力の向上

様々な行政課題に対応した専門研修の実施や人事交流などにより、職員の能力向上を図ります。また、人事評価制度を活用し、職員の能力を組織の中で機能化させ、マネジメント力を育成しながら、長時間労働の是正など働き方改革を推進します。

また、職員数を適正に管理するとともに、社会経済情勢の変化や新たな行政課題に対応できる柔軟な組織の構築に努めます。

4 公共施設等の適正な管理・運用

小郡市公共施設等総合管理計画及び小郡市個別施設計画に基づき、公共施設の維持管理費の平準化のために長寿命化を図り、官民連携（PPP^{※70}／PFI^{※71}）を推進します。また、老朽化が進んでいる市役所庁舎の建て替えに向けて検討を進めます。

■ 成果指標

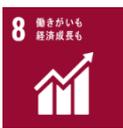
指標の内容	基準値	目標値
経常収支比率	91.4% (R3年度)	91.4% (R8年度)
収入未済額	179百万円 (R3年度)	133百万円 (R8年度)

^{※69} PDCA マネジメントサイクル：「PLAN（計画）-DO（実施）-CHECK（評価）-ACTION（改善）」の流れで考え、次の改善に結びつけようとする考え方。

^{※70} PPP：行政と民間が連携して公共サービスの提供を行うという考え方。

^{※71} PFI：民間の資金やノウハウを活用し、公共施設等の建設や維持管理・運営などを行う PPP の代表的な手法。

第3節 地方創生の推進



■ 現状と課題

本市における大規模な住宅開発による人口増は、従来からの本市の大きな強みですが、大規模開発の一定の完成や人口減少社会の到来などにより、転入数と転出数の差が拮抗しつつあります。20歳代後半から30歳代までの転入超過は今なお本市の特長であり、今後もこの傾向を維持する努力が必要です。

このような中、令和元（2019）年度に第2期小郡市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生の取組を推進しています。

人口減少社会においては、これまでのような社会増を維持することは困難と推測されるため、今後は住宅開発などと併せて、特定の地域に継続的に多様な形で関わる「関係人口」の創出・拡大、知名度向上の取組などが求められます。

また、近隣市町との連携により、効果的・効率的に行政運営を進めることも重要です。現在、上水道、し尿処理、ごみ処理、消防については、一部事務組合により広域で運営を行っています。

■ 基本目標

魅力的な住み良いまちづくりを進め、市の魅力を市内外に積極的に発信していくことで、本市のイメージアップと知名度向上を図り、移住定住の促進につなげるとともに、着地型観光やふるさと納税などを生かした関係人口の創出・拡大に努めます。また、効果的・効率的な行政運営を行うために、近隣市町と連携をさらに深めながら、広域行政を推進します。

■ 主要施策

1 市の魅力発信強化

豊かな自然、交通利便性の高さ、恵まれた子育て環境や住環境など、本市の強みである暮らしやすさのPRに努め、移住・定住の促進を図ります。

また、ホームページ、SNSなどを活用して、市の魅力を市内外に積極的に発信し、市への愛着や誇りを高めることに努めます。

2 移住・定住支援の充実

関係機関と連携して、移住セミナーや相談会などで、移住希望者の相談に

対応するとともに、人口が減っている地区への子育て世代などに対する移住・定住支援制度の創出などにより、移住・定住に向けた支援の充実を図ります。

3 ふるさと納税の推進

地場産品の開発などによる返礼品の拡充、PRの充実により、寄附件数の拡大を図ります。また、本市へのふるさと納税のリピーターを増やすことで、関係人口の創出・拡大に努めます。

4 民間資金の活用

企業版ふるさと納税^{※72}などの民間資金を活用することで、本市の地方創生への取組を加速させます。

5 広域的連携の強化

地域の活性化や事務事業を効果的・効率的に推進するために、十分にその内容・効果を検討した上で、広域連携の仕組みを活用し、国の支援制度なども積極的に生かしながら、本市の活性化と効果的・効率的な地域運営に努めます。

6 広域的運営の推進

人口減少社会を想定しながら、効果的・効率的な行政運営のために、広域的な対応が可能な業務については、一部事務組合による運営を行います。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
人口の社会増	-69人 (R3年度)	200人 (R8年度)

^{※72} 企業版ふるさと納税：企業が地方公共団体の地方創生の取組に対して寄附を行った場合に法人関係税から税額控除する制度。

第4節 デジタル化の推進



■ 現状と課題

情報通信技術が進化し、スマートフォンなどデジタル端末の普及が進む一方、各種行政手続のうちオンライン申請に対応しているものは多くありません。

市民サービスの向上や行政事務の効率化に向け、更なる行政のデジタル化が求められています。

また、情報セキュリティについては、環境の変化や国のセキュリティ対策を注視し、情報セキュリティポリシー^{※73}の見直しや、システム、ネットワークの適切な整備・管理をしていくことが必要です。

■ 基本目標

自治体デジタル・トランスフォーメーション（DX）^{※74}を推進し、市民の利便性向上と行政事務の効率化を図ります。

■ 主要施策

1 自治体DXの推進【重点】

デジタル技術の利活用が難しい方にもデジタル化の恩恵が広くいきわたるよう配慮しながら、行政手続のオンライン化、AI・RPA^{※75}の活用、情報システムの標準化などを実施し、市民の利便性向上や業務の効率化を進めます。

2 マイナンバーカードの普及・活用の促進

マイナンバーカードの活用を推進し、利便性の高い市民サービスを目指します。あわせて、国や関係機関などと連携して、マイナンバーカードについての啓発を図り、普及を促進します。

※73 情報セキュリティポリシー：組織内の情報セキュリティを確保するための方針、体制、対策などを包括的に定めたもの。

※74 デジタル・トランスフォーメーション（DX）：ICTの浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

※75 RPA：Robotic Process Automationの略称。従来人間が行ってきた定型的なパソコン操作をソフトウェアにより自動化する技術のこと。

3 情報セキュリティの確保

行政手続のオンライン化などに対応して情報セキュリティポリシー、システム、ネットワークなどを見直し、情報セキュリティ確保を図ります。

■ 成果指標

指標の内容	基準値	目標値
地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続のオンライン化達成率	8.0% (R3年度)	100.0% (R8年度)